

広報

～地域をつなぐ情報紙～

いわくら

2019

5月号

No.1119

特集

岩倉市をいわくらしやすくする
生活支援コーディネーター

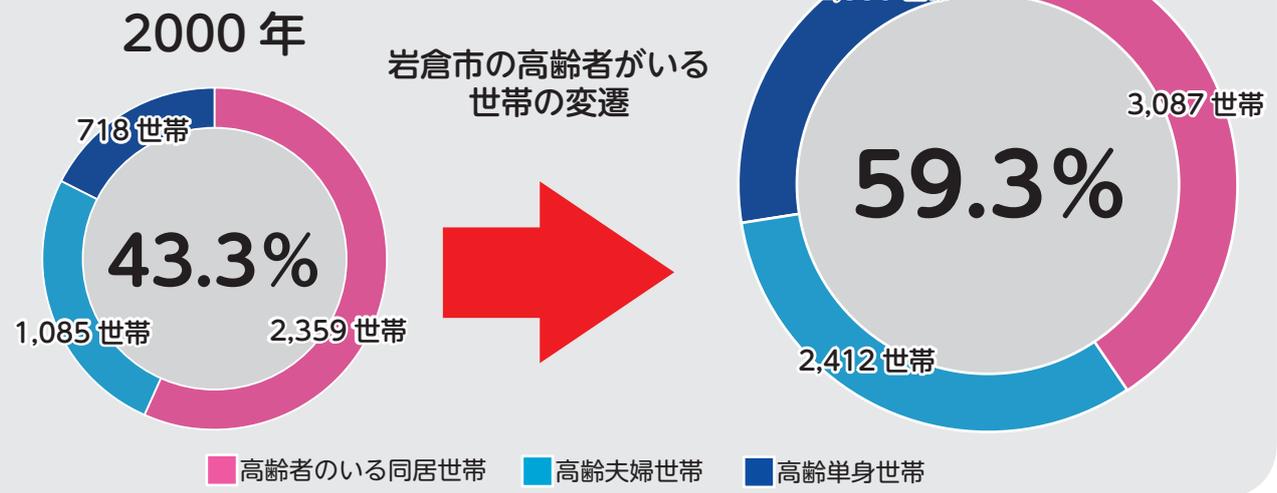


鈴井サロンで民生委員・児童委員とサロンについて話をする
生活支援コーディネーター（岩倉市社会福祉協議会職員）

る生活支援コーディネーター

を知っていますか？

15年間で岩倉市の高齢者を取り巻く環境はとて変化したイワ。高齢者がいる世帯のうち半数以上が高齢者のみの世帯と高齢者のひとり暮らし世帯だなんてボクもびっくりイワ！



「いわくらしやすい」を応援します!!

生活支援コーディネーター取り組みの実例～地域の声をカタチに～

～小地域ケア・ネットワーク会議より～

【民生委員】 高齢で足腰が弱くなって、家に閉じこもりがちで心配な人がいます。よく行っていた、喫茶店は遠くて行けないみたいだし、このままではどんどん弱っていかれると思うのだけれど。

【生活支援コーディネーター】 身近な地域のつながりとして、「サロン」があります！ただ、この地域には近くにサロンがないのです…。もしよかったら、皆さんや地域の人と協力してサロンを作ってみてはどうですか？まずは、別の地域にあるサロンを私と一緒に見学してみませんか？

【参加者】 テレビのお守りをしているよりは、ここに来たほうが認知症予防になると思って。

【サロンスタッフ】 初めは数人だけだったけど、口コミや声掛けで徐々に増えていきました。何人かでやっているのが負担には感じないですね。

鈴井サロン



- とき 毎月第1水曜日 午前10時～正午
- ところ 鈴井町公民館

【見学者】 毎月大変じゃないんですか？お金もかかることだし、実際にどれくらいの人に来てくれるか心配。

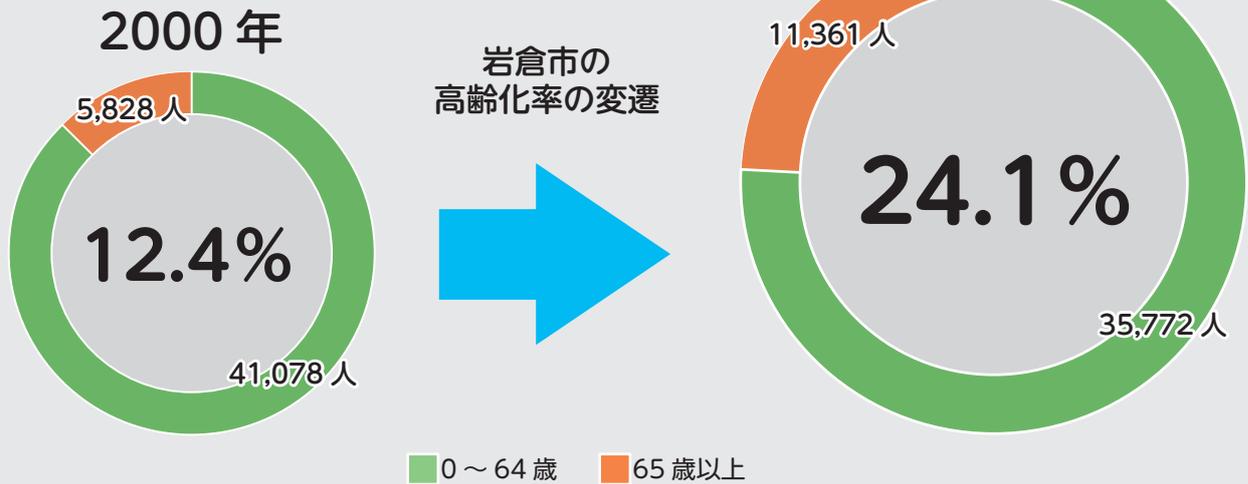
【生活支援コーディネーター】 費用は100円くらいの参加費をいただいているし、市の補助金制度もあるので心配いりません。参加者を募るチラシ作りは私も協力します！

特集 岩倉市をいわくらしやすくす

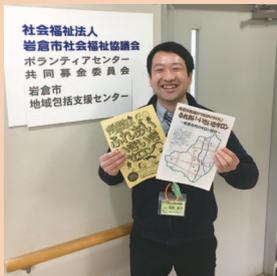
岩倉市の高齢者事情

広報いわくらは市の人口と世帯の数が毎号掲載されているのを知っていますか？人口は約 48,000 人、世帯は約 21,000 世帯あります。では、そのうちの高齢者が占める割合はどれくらいでしょうか？

そこで、国勢調査の数字を基に 15 年間の比較をすると高齢者人口は約 2 倍、高齢者世帯数も 2 倍以上と大幅に増加しています。(参考：国勢調査)



生活支援コーディネーターが



▲生活支援コーディネーターと、作成したリーフレット

歳を重ねると、どんなことに困るの？

一般的に高齢になると（特に75歳以上）介護が必要な要介護状態や、認知症になる確率が高くなると言われています。ひとり暮らしの世帯などは身近に頼れる人がいないことも多く、生活に不安を抱える人が増えていくことが予想されています。市は、そんな高齢者がこれからも安心して地域で生活を続けていくことができるよう、平成29年度から生活支援コーディネーターを配置しました。

生活支援コーディネーターって何？

生活支援コーディネーターは地域住民の支えあいを手助けすることを目的としています。皆さんの「困りごと」を聞き、地域の力を借りて解決できないか考えたり、皆さんの「〇〇がしたい！」を叶えられるようお手伝いをしたりしています。皆さんと一緒に、皆さんの地域を、安心して生活できるものにするために日々活動しています。

今までどんなことをしてきたの？

生活支援コーディネーターは民生委員・児童委員や地域包括支援センターと連携し、地域で困っていることを聞いたり、「地域のために何かしたい」という思いを持った人たちを支援したりしてきました。集めた情報を「ふれあい・いきいきサロン」紹介リーフレットを作成していわくら市民ふれ愛まつりで配布しました。それ以降、市役所や社会福祉協議会をはじめ、市内の公共施設で配布しています。また、生活支援コーディネーターが支援をして八剣会館で始まったサロン「笑わ亭^{しょうわてい}」もあり、岩倉市を元気にするために日々奮闘しています。



▲小地域ケア・ネットワーク会議で地域の課題を収集

岩倉市地域福祉計画推進事業



生活支援コーディネーター

地域福祉推進フォーラムを開催します！

高齢者のひとり暮らしや核家族の増加が問題となっており、また近年は、同じ世帯にそれぞれ支援が必要な人が同居していたり、既存の制度の枠にあてはまらず、支援につながらないようなケースも見られ、地域福祉に関する課題は複雑かつ多様化しています。

地域福祉計画は、高齢者・障がい者・児童・生活困窮など分野や制度の枠を超え、人や地域、資源がつながる地域共生社会をつくらうとしています。

地域共生社会の実現には、いろいろな立場にいる人たちが参加するまちづくりが求められています。このフォーラムでは、生活支援コーディネーターが関わる住民主体のサロン活動をヒントに、岩倉市と江南市の地域活動の事例紹介を交えながら福祉のまちづくりについて考えていきます。

●とき 5月26日(日)午後1時30分～3時30分

●ところ ふれあいセンター 3階 視聴覚室兼研修室

第1部 福祉のまちづくりって？ ～岩倉市の現状～

中京大学現代社会学部教授

岩倉市地域福祉計画推進委員会委員長

岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会委員長 野口典子さん

第2部 地域活動事例紹介

申し込み不要
参加費無料



▲「おたがいさま味歳の会」(中本町)
元区役員など地域住民による支え合いサロン！



▲「観音寺サロン」(江南市)
お寺を活用した地域の居場所！

●地域福祉推進フォーラムのお問い合わせは福祉課(☎ 38-5809)または岩倉市社会福祉協議会(☎ 37-3135)まで。



いつまでも地域で元気に過ごすためには「役割」を持って「社会参加」することが大切なんだイワ！不安や困りごとでも一人で抱え込むんじゃなくて、相談したり、誰かと何かしたりすることで地域づくりにもつながるイワ！

生活支援コーディネーターへの相談は、岩倉市社会福祉協議会または長寿介護課へ！

岩倉市社会福祉協議会

〒482-0036

西市町無量寺2番地1

☎ 37-3135 ファクス 38-0039

Eメールアドレス i-syakyo@smile.ocn.ne.jp

長寿介護課介護保険グループ

〒482-8686

栄町一丁目66番地

☎ 38-5811 ファクス 66-8715

Eメールアドレス choujukaigo@city.iwakura.lg.jp



岩倉市ホームページでは、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語の翻訳に対応しています。
Iwakura City homepage supports English, Portuguese, Chinese and Korean translations.
A página inicial da Iwakura City suporta traduções em inglês, português, chinês e coreano.
岩倉市主页支持英文・葡萄牙文・中文和韩文翻译。
이와쿠라시 홈페이지에서는 영어, 포르투갈어, 중국어, 한국어 번역에 대응하고 있습니다.

目次 - CONTENTS

- 2 **特集 岩倉市をいわくらしやすくする生活支援コーディネーター**
- 6 市政通信
- 24 協働のまちづくりコーナー
- 25 情報コーナー
- 41 市民相談 / 分別収集・古紙と古着の日
- 42 5月の保健センター案内
- 44 「五条川健幸ロード」健康器具・ウォーキングサイン体験運動教室を開催します！ / 健康器具・ウォーキングサイン体験会を開催しました！
- 45 頭の体操 クロスワードパズル / 簡単!! 旬の美味しい野菜レシピ (春の野菜編)
- 46 フォトニュース
- 48 FOCUS IWAKURA

元号が「令和」となります

5月1日から元号が「令和」となります。広報いわくらでも5月号から元号表記を「令和」としています。新しい時代を迎え、これまで以上にみなさんのお役に立つ情報を掲載していきますので引き続きご愛読ください。

岩倉市は

- ・交通安全都市宣言 (昭和 37 年 1 月 27 日)
- ・核兵器廃絶平和都市宣言 (平成 7 年 12 月 20 日)
- ・安全・安心なまち宣言 (平成 16 年 12 月 6 日)
- ・環境都市宣言 (平成 25 年 3 月 28 日)
- ・健幸都市宣言 (平成 30 年 12 月 1 日)

のまちです。

小さなまちから大きな夢を 岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- 広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)
- 育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)
- 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)
- 守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)
- つくりよう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

情報 - INFORMATION



休日急病診療担当医 (5月)

休日急病診療所 (旭町一丁目 20 番地)
☎ 66-4708 (日曜日・祝日)
受付 9:00 ~ 11:30、13:00 ~ 16:30

1日(水)	植田 次郎 (いわくら眼科)
3日(金)	芳野 茂男 (ようてい中央クリニック)
4日(土)	加藤 芳幸 (かみのクリニック)
5日(日)	伊藤 義巳 (いとうクリニック)
6日(月)	村瀬 洋介 (岩倉東クリニック)
12日(日)	石黒 義章 (いわくら整形外科クリニック)
19日(日)	清水 美仁 (しみず眼科クリニック)
26日(日)	檜木 治幸 (岩倉メンタルクリニック)

※担当医が変わる場合があります。2日(休)は市内の一部医療機関で診療を行っています。詳しくは保健センターまたは市ホームページでご案内しています。(5月1日、2日は市役所 ☎ 66-1111 へお問い合わせください。)



人口 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

	前月比	前年比
総人口	47,889 人	-100 40
男	23,937 人	-42 45
女	23,952 人	-58 -5
世帯数	21,555 世帯	59 279

前月詳細

出生	33 人	転入等	416 人
死亡	43 人	転出等	506 人



税・保険料等納期限

軽自動車税	5月31日(金)
介護保険料第2期	

※口座振替を利用している人は、あらかじめ預金残高の確認をお願いします。



日曜市役所 (証明発行業務)

午前 8 時 30 分 ~ 正午



休日納付窓口 (市役所 2 階 税務課)

5月19日(日)午前 8 時 30 分 ~ 正午
☎ 38-5806





令和元年度岩倉市

当初予算

行政課財政グループ (☎ 38-5804)

令和元年度予算が、岩倉市議会3月定例会で可決されました。

そこで、予算の内訳や本年度新たに取り組む事業および主要事業を岩倉市の普遍的な将来都市像である「健康で明るい緑の文化都市」を実現するための第4次総合計画の6つの基本目標に沿って紹介します。

会計名	令和元年度	平成30年度	増減率
一般会計	157億円	147億1,000万円	6.7%
特別会計	79億500万3千円	99億6,004万円	▲20.6%
国民健康保険	41億2,954万円	46億3,399万2千円	▲10.9%
土地取得	2,911万9千円	3,865万円	▲24.7%
公共下水道事業	—	15億9,948万円	皆減
介護保険	30億7,761万円	30億7,042万8千円	0.2%
後期高齢者医療	6億6,873万4千円	6億1,749万円	8.3%
企業会計	33億2,383万2千円	10億2,268万6千円	225.0%
上水道事業	11億2,494万4千円	10億2,268万6千円	10.0%
公共下水道事業	21億9,888万8千円	—	皆増
合計	269億2,883万5千円	256億9,272万6千円	4.8%

※令和元年度から「公共下水道事業特別会計」が「公共下水道事業会計」へ移行

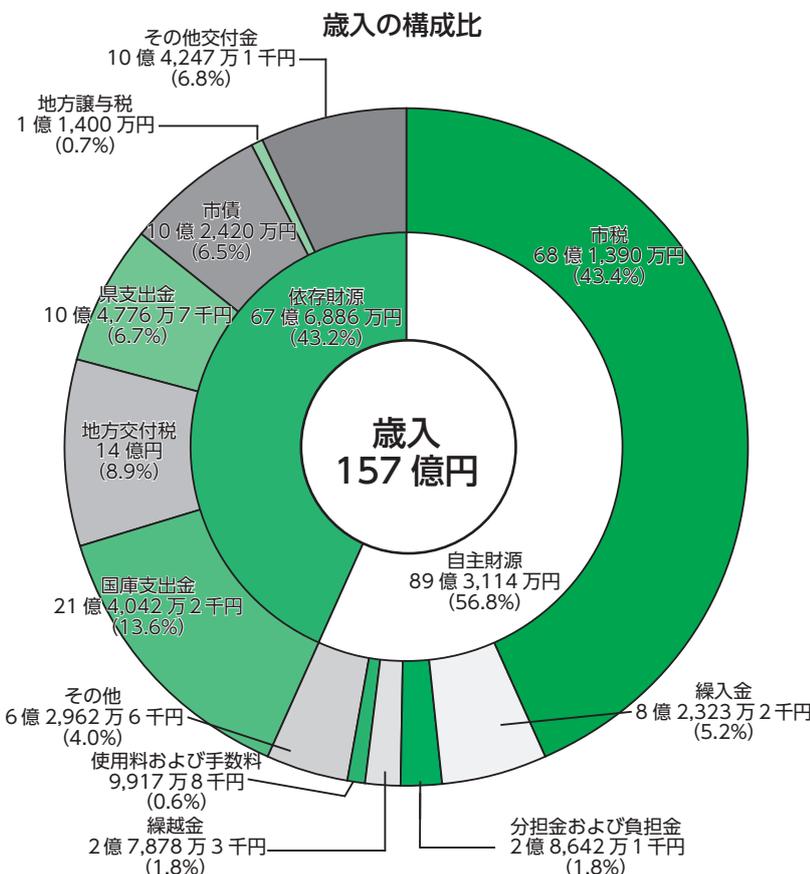
●**予算** 市の1年間における収入・支出の見積りであると同時に支出額と支出の内容を制限する拘束力を持つものです。市長が議会に提案し、議会の議決によって成立します。

●**一般会計** 市の会計の基本となるものです。市税収入を主な財源として、教育・福祉の充実や道路の整備など市の基本的な施策に要する経費の合計です。

●**特別会計** 特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。岩倉市では、国民健康保険など4つの特別会計があります。

●**企業会計** 民間企業と同じように、独立採算制を原則とする事業を経理する会計です。岩倉市では上水道事業会計、公共下水道事業会計（令和元年度～）があります。

一般会計歳入



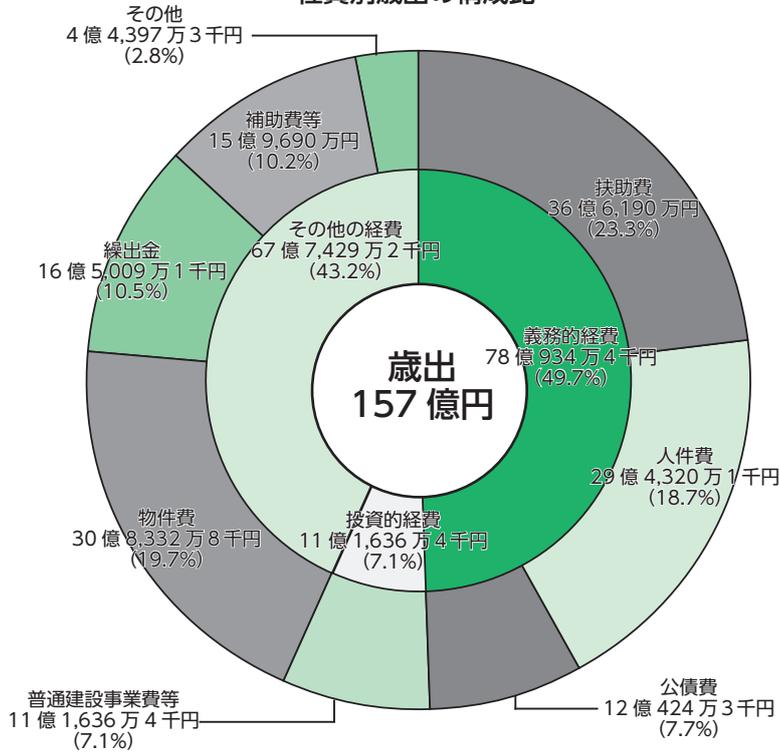
用語解説

- 市税**…市民税や固定資産税など、市に納められる税金
- 繰入金**…基金(市の貯金)などから繰り入れるお金
- 分担金および負担金**…保育園の保育料など、特定のサービスを受けた人から納められるお金
- 繰越金**…前年度から繰り越されたお金
- 使用料および手数料**…市の施設の使用料や証明発行手数料などとして納められるお金
- その他の収入**…財産収入、預金利子、寄附金など
- 国庫支出金**…市が行う特定の事業に対して、国から交付されるお金
- 地方交付税**…地方公共団体が等しく行政サービスを提供できるように、一定の基準により国から交付されるお金
- 県支出金**…市が行う特定の事業に対して、県から交付されるお金
- 市債**…市が行う事業の財源として、国などから借り入れるお金
- 地方譲与税**…国税として徴収され、一定の基準により市に分配される税金
- その他交付金**…地方消費税交付金、自動車取得税交付金など、国や県からの各種交付金

一般会計歳出

性質別歳出

性質別歳出の構成比

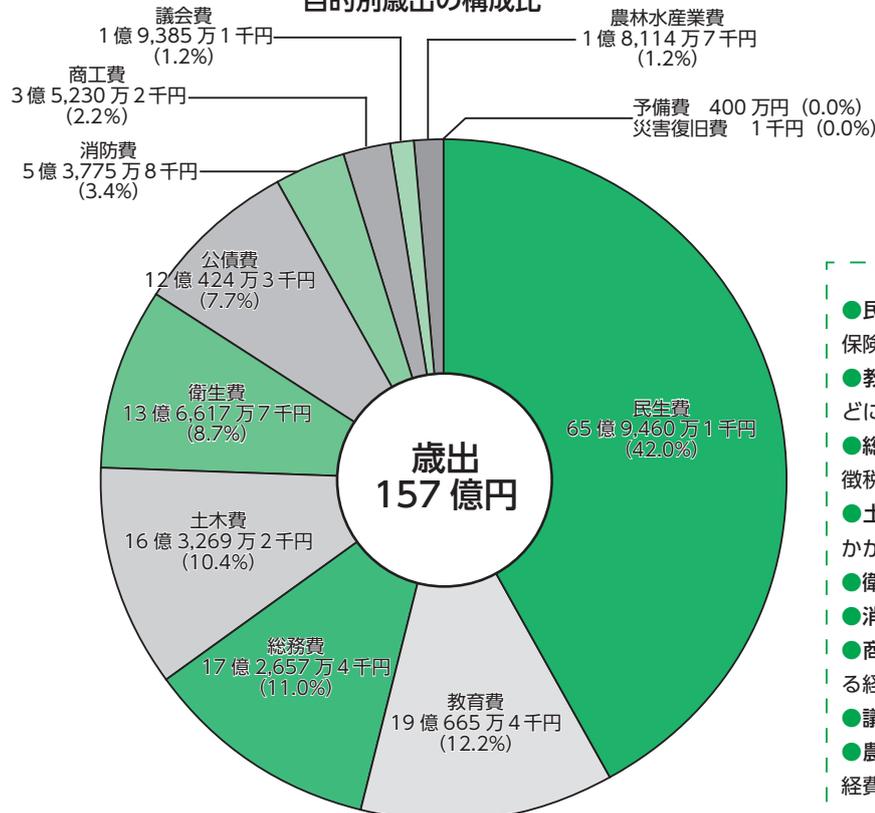


用語解説

- 扶助費…生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて、市民の生活を維持するために支出される経費
- 人件費…職員などに対し、給料、報酬として支払われる経費
- 公債費…市が国などから借り入れた借金の返済に充てる経費
- 普通建設事業費等…道路の新設や公共施設の新築・改修などの建設事業にかかる投資的経費
- 物件費…賃金、旅費、委託料、消耗品費、光熱水費などの消費的経費
- 繰出金…一般会計と特別会計または特別会計相互の間で支出される経費
- 補助費等…さまざまな団体等への補助金、負担金、報償費、寄附金など
- 義務的経費…人件費や扶助費等、支出が義務づけられ任意に削減できない経費
- 投資的経費…普通建設事業費等、支出の効果が資本形成に向けられる経費

目的別歳出

目的別歳出の構成比



用語解説

- 民生費…児童・高齢者・障害者の福祉、医療や保険、生活保護などにかかる経費
- 教育費…学校教育や生涯学習、スポーツ振興などにかかる経費
- 総務費…企画、財政、人事、広報、選挙、戸籍、徴税、防犯、防災などにかかる経費
- 土木費…道路や橋、公園、下水道の整備などにかかる経費
- 衛生費…環境、保健衛生などにかかる経費
- 消防費…救急や消防などにかかる経費
- 商工費…商工業、観光、消費者行政などにかかる経費
- 議会費…議員報酬や議会運営にかかる経費
- 農林水産業費…農林水産業の振興などにかかる経費



新規・主要事業

安心していきいきと暮らせるまち（健康・福祉）

●産後ケア事業・・・・・・・・・・27万3千円

産婦が身体的ケア、心理的ケアおよび育児に関する指導等を委託医療機関に宿泊して受ける産後ケア事業を実施し、安心して育児ができるよう支援の充実を図ります。

●健幸増進事業・・・・・・・・・・132万5千円

健幸づくり条例の制定、五条川健幸ロードを活用したウォーキング事業等を実施することにより、健幸長寿社会の実現を推進します。



◀八剱憩いの広場に設置された健康器具を体験する人たち

●シルバーリハビリ体操推進事業（介護保険特別会計）

・・・・・・・・・・132万6千円

シルバーリハビリ3級指導士を養成し、地域で交流し活動することにより、生きがいや身体機能の保持、閉じこもりの予防、要介護認定者や介護保険料の増加の抑制につなげます。

●認知症高齢者等個人賠償責任保険事業・・・10万円

認知症高齢者等が徘徊時に踏切事故や他者の財産の破損などで家族等が法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、市が認知症高齢者等個人賠償責任保険の契約者となり、保険で補償をするように体制を整えます。

●小規模保育事業所開設準備事業費補助事業

・・・・・・・・・・2,400万円

市内の学校法人が小規模保育事業所を10月に開設するための費用の一部を補助することにより、0～2歳児の受け入れ枠を拡大し、待機児童の解消を図ります。

自然と調和した安全でうるおいのあるまち（環境・防災防犯）

●（仮称）多目的交流広場整備事業

・・・・・・・・・・1,154万1千円

平成30年度に策定した（仮称）多目的交流広場基本計画に基づき、公園整備および事務棟の改修の詳細設計を行います。また、身近で親しみやすい広場になるように、名称の公募を行います。

●雑がみ袋配布事業・ごみ分別アプリ導入事業

・・・・・・・・・・111万4千円

雑がみの資源化についてプリントされた「雑がみ袋」の全戸配布を行い、雑がみのリサイクルを促進します。また、ごみを出す日や分別収集の日程等を通知するアラート機能を持ち、ごみの出し方について簡単に調べられる、スマートフォン向けの多言語対応のアプリケーションを無料配信し、市民の利便性向上と、外国人のごみ出しルールの理解向上を図ります。

●移動系防災行政無線デジタル化事業

・・・・・・・・・・1億176万1千円

現在使用しているアナログ式の移動系防災行政無線が令和4年11月30日以降使用できなくなるため、デジタル化を行います。

●雨水地下貯留施設等整備工事（公共下水道事業会計）

・・・・・・・・・・2億4,327万6千円

令和元年度は五条川小学校運動場の地下に調整池を整備する本体工事、また、岩倉駅東の雨水計画の検討業務を行い、浸水被害の緩和を図ります。

●消防ポンプ自動車購入事業・・・・・・・・・・4,357万円

消防業務を適正に行い、市民の安全・安心につなげるため、消防ポンプ自動車を更新します。

豊かな心を育み人が輝くまち（生涯学習・教育）

●下田南遺跡発掘調査事業・・・・・・・・・・3億5,646万8千円

川井野寄地区における工業系土地開発事業区域内の一部が下田南遺跡とされたため、造成工事を行うのに必要な調査を実施します。

●小中学校スクールソーシャルワーカー設置事業

・・・・・・・・・・254万8千円

小中学校において、家庭問題等を抱える保護者や子どもの相談に乗り、問題解決に向けて、学校内、あるいは行政の福祉部門や児童相談センター等、学校の枠を超えて、関係機関と連携して対応にあたることのできるよう、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技

術を有する人材を設置することにより、教育体制の機能強化と教員の多忙化解消を図ります。

●岩倉北小学校屋内運動場等建設工事・・・・・・・・・・1,320万円

老朽化した市立体育館を廃止し、岩倉北小学校の屋内運動場として新設するために、令和元年度は放課後児童クラブを含めた施設として基本設計を行います。

●旧学校給食センター取壊事業・・・・・・・・・・8,342万9千円

旧学校給食センター跡地利用について、平成29年度に市民討議会を開催し、小学校区での意見交換会、パブリックコメントを経て、活用案を決定したため、旧学校給食センターの比較的新しい事務棟を残し、残りの老朽化した建物等の取壊しを行います。

快適で利便性の高い魅力あるまち（都市基盤）

●名鉄石仏駅等整備事業・・・・・・・・・・1億4,000万円

名鉄石仏駅の利用者の利便性の向上と安全性を確保するとともに、岩倉市の総合的な暮らしやすさの向上を目的とし、名古屋鉄道が実施する東側駅舎建設に係る費用の一部を負担します。

●定住促進事業・・・・・・・・・・847万円

子育て世代が、市内で新たに三世代同居または近居するための住宅を新築または購入等をした場合に、その費用の一部を補助します。また、定住策の一環として、都市計画道路事業の先行買収地で「にぎわい」と「交流」を創出するためにイベントを行います。



▲現在の名鉄石仏駅東側

地域資源を生かした活力あふれるまち（産業・観光）

●工業系土地開発関連事業・・・・・・・・・・1,412万1千円

川井野寄地区における工業系土地開発事業の開発許可を得るために必要な地区計画を策定します。

また、誘致する企業の必要水量や消防水利に対応する配水管を新たに布設するため、詳細設計を実施します。



◀川井野寄地区の航空写真

●尾北自然歩道お祭り広場整備事業・・・983万9千円

長年の使用による土砂の流出や排水の悪化などが著しく、雨天時だけでなく雨天後の数日間、地盤が泥濘状態となっているため、雨天時の排水不良を改善するための工事を実施します。

●シティプロモーション事業・・・・・・・・・・500万円

令和元年度は市内外のイベント等で活用するプロモーション動画の製作や「いわくらしやすい」を短いメロディや音声に乗せ、宣伝効果を高めるサウンドロゴを市民参加型で制作するなど、市の話題と認知の拡大を図っていきます。

市民とともに歩むひらかれたまち（協働・行財政運営）

●第5次総合計画策定事業・・・・・・・・・・920万4千円

第4次総合計画の実績評価を行うとともに、総合計画審議会等の市民参加を得ながら、策定会議などの庁内会議において、基本構想の骨子案や新基本計画案の作成を行います。

●オリジナル婚姻届・出生届・バックボード製作委託事業
・・・・・・・・・・62万7千円

婚姻届や出生届を提出する人にとって良き思い出となり、市への愛着を醸成することを目的として、市オリジナルの婚姻届・出生届・記念写真撮影用のバックボードを製作します。



軽自動車税の納税についてお知らせします

問合せ 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

軽自動車税は、平成 31 年 4 月 1 日の時点で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車を所有されている人に課税されます。

今年度の軽自動車税の納期限は、5 月 31 日(金)です。お忘れなく納税してください。

●車検用納税証明書について

一般納付書で納付する場合、納付書の控えを車検用納税証明書として使用してください。

口座引落しを登録している人は、引落とし確認後（6 月中旬）に車検用納税証明書を送付します。なお、督促状で納付した場合、納付書の控えは車検用納税証明書として使用できないためご注意ください。

●税率について

標準税率については下表のとおりです。

最初の新規検査から 13 年が経過した車両（平成 18 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査が行われた車両）について、通常より高い税率が適用されます。

また、平成 30 年度に新規検査が行われた車両で、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、その燃費性能に応じて、今年度のみ税率が軽減されます。

詳しくは納税通知書に同封のお知らせ、または市ホームページをご確認ください。

1. 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

車両区分		税率
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの	5,900 円
ボートトレーラー		3,600 円

●軽自動車税の減免

身体か精神に障害のある人の軽自動車税を減免します（1 人につき 1 台に限る）。

●減免の対象

身体障害（障害の区分や級別による可否あり）または精神 1 級の障害を持ち、手帳の交付を受けている人が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢 18 歳未満の人または精神障害者と生計をともにする人が所有する軽自動車等を含む）。

●申請に必要なもの

- ・個人番号の分かるもの
- ・軽自動車税納税通知書
- ・印鑑
- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳等

●申請期限 5 月 31 日(金)

2. 四輪以上および三輪の軽自動車

		最初の新規検査が平成 27 年 3 月 31 日までの車両	最初の新規検査が平成 27 年 4 月 1 日以降の車両	最初の新規検査から 13 年が経過した車両	
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	

経済センサス — 基礎調査を実施します

問合せ 商工農政課商工観光グループ (☎ 38-5812)

総務省統計局・愛知県・岩倉市では、「経済センサス—基礎調査」を実施します。

この調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国および地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が全国すべての事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

皆さんの調査へのご理解・ご回答をよろしくお願い致します。

令和元年度市民活動助成金対象事業が決定しました

問合せ先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動助成金は、地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充を図っていく制度です。

平成31年2月2日(土)に企画提案発表会を開催し、審査会の意見を聴いて以下のとおり決定しました。各事業のイベント情報等は、随時広報にてお知らせしていきます。

団体名	事業名	活動内容
◇はじめの一步コース（これから市民活動に携わりたい団体、設立から3年以内の団体の活動）		
HappineSS	介護施設・児童施設等での慰問活動	介護施設や児童施設において、ヴァイオリンやピアノ、エレクトーンによるミニコンサートを開催する。
岩倉市青少年スマイル議会	岩倉市青少年スマイル議会	若者が主体的にまちについて考え、話し合い、行動するということをコンセプトにした若者議会を開催する。 全12回の議会を開催し、どのような行動を起こすか議論し、実際に行動を起こす。
◇ステップアップコース（年間を通して計画的に実施され、3年以上の継続した活動が実施される事業）		
キミノセカイ～Kids☆Photo～岩倉支部	ミニ・いわくら	ドイツ・ミュンヘン市で行われてきた「ミニ・ミュンヘン」を手本とした子どものまち事業。 子どものまち事業や子どもの権利条約、まちづくりなどについて研修を行い、学んだ知識をもとに計画を立て、「ミニ・いわくら」を開催する。
岩倉 MGD 合唱団	岩倉 MGD 合唱団 音楽フェスティバル	市民合唱団とその講師による演奏会を開催する。 参加者が、練習を通して発声法などの音楽技術を身につけ、さまざまな機会で見られるようになることも目的とする。
巨匠発掘委員会	未来の巨匠を発掘する事業	市周辺において知られていない作家や芸術家を発掘し、展覧会などを実施することで、魅力を周知していく活動を行う。 地元の作家や芸術家のための展覧会や交流イベントを実施する。
古文書に親しむ会	古文書に親しみ、いにしえに想いを寄せ「岩倉」を学ぶ事業	岩倉の歴史に触れながら、古文書の解説をするための講義を年間を通して開催する。 また、岩倉に所蔵されている古文書を解説・翻刻し、資料として残せるものを作成する。
岩倉市子ども会連絡協議会	親子でイモイモ大作戦	子ども同士や親同士が知り合い、つながり、地域への愛着をもってもらうための事業を開催する。 さつまいもの苗植え体験や芋掘り体験、親子レクリエーションや餅つき体験も併せて行う。
NPO法人 はんどのいんはんど	孤育てじゃないよ！全員集合♪	主に祖父母を対象として、交流会や茶話会、ファミリーフェスティバルを開催し、訪問型病児保育の理解を深める活動を行う。 また、子育て、家事についての川柳を公募し、訪問型病児保育の認知・宣伝等のための広報資料として使用する。
3R-いわくら	不用品を手作りする事で物を大切にすることを育む事業	市民から募った古布を用いて布草履を作成し、市内全保育園の年長児に贈呈する。
おこま	子育て世帯の母親による楽器演奏事業	定期的な演奏活動のほかに、妊産婦・親子向けに手遊び、絵本の読み聞かせ、ミニ演奏、ベビースリング体験等を行う「妊産婦交流会」を開催する。 また、子ども用品のお下がりを無料で預かったり譲ったりする「おさがりあげますの会」も開催する。
NPO法人 ローカル・ワイド・ウェブいわくら	「音楽のあるまちづくり」推進支援事業	ワークショップや音楽情報誌を通じて「音楽のあるまちづくり」の実現に向けて具体的なテーマについて検討し、実施につなげる。 岩倉に関わりのあるミュージシャンを集める「おんしんプロジェクト！まつり」や演奏者と演奏してほしい場所やイベントを紹介してつなげる「演奏者マッチングシステム」を実施する。
◇イベントコース（今年度中に開催する単年度事業のイベント）		
岩倉ボランティアサークル	ボラボラアウトドアクッキング「ぐりぐら！おおきなおおきなカステラをみんなでつくってたべよう！」	絵本「ぐりとぐら」の話の中でつくられた巨大カステラを実際に作るイベントを開催する。レクリエーションで交流と結束を深めながら巨大カステラづくりに挑戦する。



令和元年度の区長の皆さんをお知らせします

問合せ 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

区名	区長名	区名	区長名
大市場町	むらせ かずお 村瀬 和男	神野町	すずき すみお 鈴木 須美男
下本町	こくぶ ひであき 國分 英明	石仏町	はっとり ひろよし 服部 弘吉
中本町	すがわら みのる 菅原 實	北島町	うえて のりお 植手 典雄
東町	はせがわ のぶゆき 長谷川 信幸	野寄町	のだ なおのり 野田 直典
中野町	てらさわ ひろお 寺澤 博夫	大地町	ますだ つとむ 増田 勉
本町(上市場)	いいだ けん 飯田 賢	中央町	あさの けんじ 浅野 賢治
本町(北口)	うめむら みつお 梅村 満夫	川井町	あさだ きよはる 浅田 喜代春
本町(門前)	いりもと あつし 杵本 敦志	大山寺町	さくらい よういち 櫻井 洋一
西市町	みはら やすのり 三原 康命	稻荷町	かたおか けいいち 片岡 恵一
新柳町	せきど おさむ 関戸 修	曾野町	かわむら みつまさ 河村 光将
新柳町1区	ひらこ てつろう 平子 哲朗	五条町	くりはら ゆうきち 栗原 勇吉
鈴井町	おかだ かずよし 岡田 和良	南新町	やまだ なりふみ 山田 成史
泉町	ふるかわ ゆきひろ 古川 元洋	東新町1区	ときた まさと 時田 正人
八剣町	ひぐち ひろあき 樋口 博明	東新町2区	ふじい じゅんじ 藤井 純二
井上町	ふなばし しげき 船橋 茂樹	東新町3区	わたなべ のぶこ 渡辺 のぶこ

岩倉市職員人事異動をお知らせします (平成31年4月1日付)

問合せ 秘書企画課秘書人事グループ (☎ 38-5801)

【課長級】

() 内は旧職名

総務部協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩 (総務部協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長)、建設部上下水道課長 秋田伸裕 (総務部危機管理課長)、教育こども未来部生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長 竹井鉄次 (教育こども未来部生涯学習課長兼生涯学習センター長兼図書館長兼総合体育文化センター長)

【主幹級】

総務部協働安全課主幹 田島勝己 (総務部危機管理課主幹)、総務部行政課主幹 竹安誠 (建設部維持管理課統括主査)、教育こども未来部学校教育課主幹 井手上豊彦 (総務部行政課主幹)、教育こども未来部生涯学習課主幹 若森豊子 (教育こども未来部生涯学習課統括主査)、教育こども未来部子育て支援課北部保育園園長 鈴木麻恵 (教育こども未来部子育て支援課北部保育園統括主査保育士)、教育こども未来部子育て支援課東部保育園園長 野田文恵 (教育こども未来部子育て支援課東部保育園統括主査保育士)、教育こども未来部子育て支援課仙奈保育園園長 加藤美穂 (教育こども未来部子育て支援課下寺保育園統括主査保育士)、教育こども未来部子育て支援課下寺保育園園長 森下和代 (教育こども未来部子育て支援課北部保育園園長)

大雨から守ろう大切なまち 総合治水推進週間 5月15日(水)～21日(火)

問合先 維持管理課管理グループ (☎ 38-5813)

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。

浸水被害を防ぐための総合治水対策

「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といい、新川流域では、昭和55年から愛知県や流域市町とともに「総合治水対策」を行っています。



こうすい ぶんたん
洪水を分担するために
ひつよう とく
必要な取り組みだよ。
きみ
君のおうちのまわりにも
あるんじゃないかな？

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取組例

①雨水浸透阻害行為の許可等（法第9条）

田畑など締め固められていない土地で行う500m²以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。



②都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定（法第32条）

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。（平成20年6月に指定しています。）

雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

新たに住宅を建築したり、駐車場を整備したりする場合に、浸透ます、透水性舗装、貯留場所の確保などの雨水流出抑制施設の設置にご協力ください。

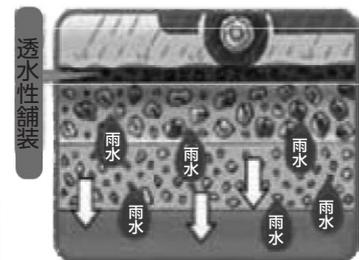
【浸透ます】

浸透ますは壁面から雨水を地下にしみ込ませることができます。



【透水性舗装】

透水性舗装は雨水を地下にしみ込ませることができます。駐車場などでは、なるべく舗装をしないことが流出抑制に効果があります。



【貯留場所の確保】

建物のあいたスペースや駐車場を少し下げることなどで、雨水がたまる場所を確保できます。



●市での取組

浄化槽転用貯留槽改造工事費と雨水貯留槽（雨水タンク）新設工事費の補助を行っています。

●ビジュアルボードフェアの開催

総合治水を市民の皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。

- ・とき 6月28日(金)～7月4日(木)
- ・ところ 市役所2階市民ギャラリー

●総合治水ホームページ

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。

<http://www.sougo-chisui.jp>



岩倉市ブロック塀等撤去奨励補助金をご利用ください

問合先 都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

傾いたりヒビの入ったブロック塀等は、地震が起こった際に倒壊する危険があります。

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難路の確保のために、道路・公共施設に面するブロック塀等の撤去を行う所有者に対し、撤去費用の一部を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の部分が80センチメートル以上のものをいいます。

●**補助対象** 道路・公共施設の敷地に面するブロック塀等を所有者が撤去する場合に補助の対象となります。
※家屋の建替え等に併せてブロック塀等を撤去する工事は対象外になります。

●**補助額** ブロック塀等の撤去工事費または、撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じた額のいずれか少ない額の3分の2の額とし、20万円を限度とします。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

●**申込方法** 都市整備課計画営繕グループにて事前に相談してください。

木造住宅無料耐震診断と住宅耐震改修工事費等および空き家解体工事費の補助をご利用ください

問合先 都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

震災等からかけがえのない人命や財産を守るため、木造住宅の耐震診断、改修等の実施を推進しています。各種補助制度は以下のとおりです。

《木造住宅無料耐震診断について》

●**対象となる建築物** (次のすべてに該当するもの)

- ①建築工事の着工が昭和56年5月31日以前
- ②木造2階建て以下
- ③構法が在来軸組構法または伝統構法(ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外)
- ④用途が一戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅

●**申込方法**

申込票に必要事項をご記入のうえ、都市整備課計画営繕グループへ提出してください。申込票は窓口でのお渡しのほか市ホームページからダウンロードすることもできます。

※非木造住宅(構造が鉄骨造・鉄筋コンクリート造等)については、耐震診断費の補助を行っています。希望される人は、事前にご相談ください。

《住宅耐震改修工事費等に対する補助について》

●**対象となる工事**

市が実施する木造住宅無料耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に行う右記の工事

- ①木造住宅耐震改修工事…最大110万円
- ②段階的耐震改修工事(一段目)…最大60万円
- ③段階的耐震改修工事(二段目)…最大50万円
- ④耐震シェルター整備工事…最大40万円
- ⑤解体工事…最大60万円

※同一の敷地において、補助の対象となる工事は、一度までです。ただし、段階的耐震改修工事(二段目)は除きます。

《空き家解体工事費に対する補助について》

●**対象となる工事**

市が実施する木造住宅無料耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に行う解体工事…最大60万円

※同一の敷地において、補助の対象となる工事は、一度までです。

《**申込方法**》

申請書は都市整備課計画営繕グループ窓口で配布しています。補助要件の確認や添付書類の説明をしますので、事前にご相談ください。

第5次総合計画策定に関する市民討議会 「キラッ！とまちづくりの原石発掘会議」を開催しました

問合せ先 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

第5次岩倉市総合計画の策定に向けて、今後のまちづくりについて広く意見を伺うため、2月16日(土)・3月16日(土)の2日間、岩倉市市民参加条例の規定に基づく市民討議会を開催しました。

「健幸(康)長寿社会の実現」、「安全・安心なまち」、「子育て・教育環境の充実」、「にぎわいと活力あふれるまち」という4つのテーマを設定し、10年後の岩倉市の暮らしなどについてグループで考え、最終的にはテーマの枠を超えて検討し、最終成果を「未来新聞」としてまとめていただきました。

【1日目】10年後の目標・ゴールを考え、チームを作ろう！

グループに分かれてテーマごとの現状と課題を学習し、10年後の岩倉市の暮らしについて、期待・長所と不安・短所の両面から重点課題を検討。各自「10年後の目標・ゴール」を考え、それぞれの考えを発表し、テーマの枠を超えて、新たにチームを作り、まちづくりプロジェクト企画の方向性をまとめました。



【2日目】プロジェクトを企画し、「未来新聞」に仕立てあげよう！

各自で考えてきたアイデアを持ち寄り、共有し、チームで深め、絞り込み、検討のもとになったテーマからさらに発展させて、成果を未来新聞としてまとめました。2日目は市の若手職員も参加し、最終的に12のチームにより個性豊かな「未来新聞」が出来上がり、素晴らしいプロジェクト企画を提案していただきました。

【市役所の市民ギャラリーに展示します！】

期間：5月20日(月)～26日(日)

討議会で参加者が作成した「未来新聞」を市役所2階の「市民ギャラリー」に展示します。

素晴らしい作品を皆さん、ぜひ、ご覧ください。



<市民討議会とは>

市民討議会は、ドイツなどで取り入れられている市民参加の手法「プランニングスツェレ(計画細胞)」をアレンジしたもので、無作為抽出で選ばれた市民の皆さんにまちづくりの課題などについて話し合っただき、そこで出された意見や提言をまとめ、行政の施策に活かしていこうとするものです。市では岩倉市市民参加条例に市民参加の手法として規定しています。

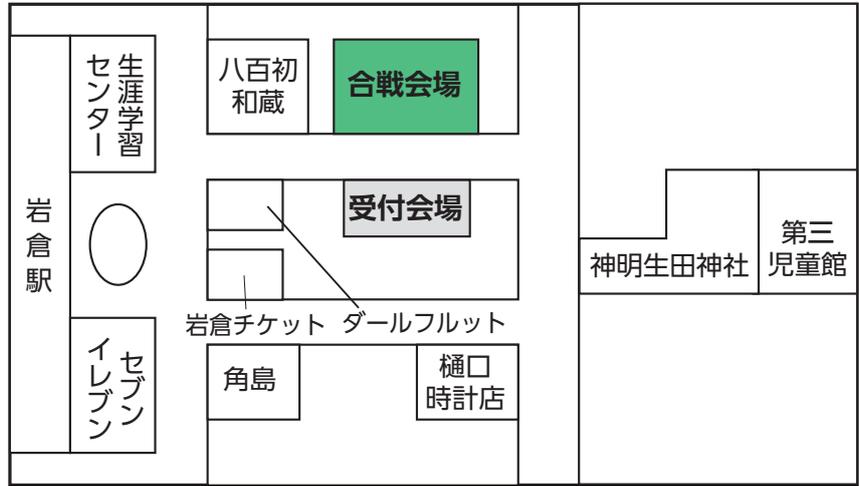
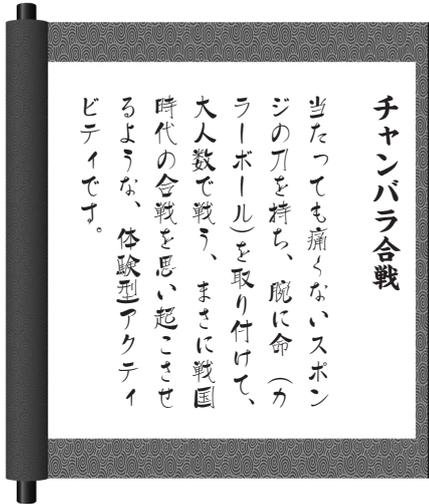
総合計画審議会の委員を募集します

第5次総合計画(2021年度～2030年度)の策定にあたって、岩倉市総合計画審議会の委員を公募します。

- 審議事項 総合計画の策定に関すること
- 任期 2年
- 会議 2年で8回程度(平日昼間を予定)
- 募集人数 1人
- 応募資格 市内に在住、在勤または公益的な活動を行っている人
- 応募期限 5月17日(金)
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、Eメールまたは持参にて提出してください。応募用紙は秘書企画課でお受け取りになるか、または、市ホームページからダウンロードすることができます。
- 結果の通知について 応募者全員に結果をお知らせします。

「いわくら戦国チャンバラ合戦 ～いわチャン 櫛ストリートの陣～」の参加者を募集します！

問合せ先 都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)



●とき 5月19日(日)午前9時～正午
(受付は午前8時40分から)

※雨天により中止の場合は、5月25日(土)に順延
※中止の場合は、当日の午前7時半以降にほっと情報メール、市ホームページ、右記の申込サイト(チャンバラ合戦-IKUSA-公式サイト)にてご連絡します。また、電話での問い合わせもできます。

●ところ 都市計画道路桜通線買収地
(下本町地内)

●内容 布エプロンに絵を書き、自分だけの布甲冑を作った後、チャンバラ合戦を行います。

●参加対象者 小学生以上の市内在住、在学、在勤者

●参加費 大人(中学生以上)500円、子ども300円

※当日、会場受付で徴収します。

●定員 100人

●申込期間 5月2日(木)～17日(金)

※先着順にて100人になり次第締め切ります。

●申込方法

委託先であるNPO法人ゼロワンに直接申し込みとなります。下記アドレスまたはQRコードから申し込んでください。

<https://tyanbara.org/next-tyanbara/2019040123004/>

●準備するもの 熱きサムライ魂

●注意点

・動きやすい服装で参加してください。
・合戦会場は舗装されていませんので、運動靴で参加してください。

・準備運動はしっかりと行ってください。

・飲み物は各自持参してください。

・参加者の駐車場はありません。徒歩または自転車でお越しください。



赤ちゃん訪問事業を実施しています

問合せ先 福祉課社会福祉グループ (☎ 38-5830)

地域の中で安心して子育てができ、子どもたちの健やかな成長を支援するため、赤ちゃん訪問事業を実施しています。

●内容 地域の民生委員・児童委員、主任児童委員さんたちが赤ちゃん訪問員として、対象家庭を訪問し、出産お祝い品などをお届けします。

訪問の際には、子育てに関する相談もお受けしますので、気軽にご相談ください。

●対象 市内の生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

●訪問時期 おおむね生後3か月前後のころ

●出産お祝い品

・第1子…絵本セット

・第2子以降…乳歯ブラシセット



岩倉市の障害者福祉サービスをお知らせします

問合せ先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

心身に障害のある人の日常生活を支援し、また、介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので、事前に福祉課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
心身障害者 扶助料	対象者に月額 3,000 円を支給します	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※施設入所者は除く
	対象者に月額 2,500 円を支給します	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 3・4 級 ②療育手帳 B 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 2 級 ※施設入所者は除く
	対象者に月額 1,500 円を支給します	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 5・6 級 ②療育手帳 C 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 3 級 ※施設入所者は除く
在宅重度 障害者手当	対象者に月額 15,500 円を支給します (1 種) ※所得制限、併給制限あり	身体障害者手帳 1・2 級かつ I Q 35 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
	対象者に月額 6,750 円を支給します (2 種) ※所得制限、併給制限あり ※手帳初回交付時に 65 歳以上であった場合、支給対象となりません	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
特別児童 扶養手当	対象者に月額 52,200 円を支給します ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害児を監護、養育している人 ①発達障害を含む I Q 35 以下程度 ②身体障害 1～2 級程度 ※施設入所者は除く
	対象者に月額 34,770 円を支給します ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害児を監護、養育している人 ①発達障害を含む I Q 50 以下程度 ②身体障害 3 級 (4 級の一部含む) 程度 ※施設入所者は除く
特別障害者 手当	対象者に月額 27,200 円を支給します ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者 ①身体障害 2 級 (一部を除く) 以上の障害を重複してお持ちの人 ②身体障害 2 級 (一部を除く) 以上の障害をお持ちの人で、I Q 20 以下の人または常時介護が必要な精神障害をお持ちの人 ③身体障害 2 級 (一部を除く) 以上の障害をお持ちの人または I Q 20 以下の人もしくは常時介護が必要な精神障害をお持ちの人で、他に身体障害 3 級相当の障害を 2 つ以上お持ちの人 ④身体障害 2 級 (一部を除く) 以上の障害をお持ちの人または I Q 20 以下の人もしくは同程度の障害や病状をお持ちの人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
障害児 福祉手当	対象者に月額 14,790 円を支給します ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障害児 ①身体障害 1 級 (2 級の一部を含む) の障害をお持ちの人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
経過的 福祉手当	対象者に月額 14,790 円を支給します ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障害者で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人 ①身体障害 1 級 (2 級の一部を含む) の障害をお持ちの人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
日常生活用具の 給付等	重度の障害児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などの購入または貸与にかかる費用を助成します ※原則 1 割負担 ※障害の種類や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等 ※施設入所者は除く
ストマ装具の 保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具 (おおむね 10 日間分) をお預かりし、市役所庁舎倉庫で保管します	市内に居住するストマ装具を必要とする人
小児慢性 特定疾病 児童日常生活用具 給付	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などの購入にかかる費用を助成します ※収入によって費用の一部自己負担あり	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている人

事業名	内容		対象者
補装具費の支給	身体障害者に対し、身体機能の障害を補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の購入や修理、貸与にかかる費用を助成します ※原則1割負担 ※障害の種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり		次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等
軽度・中等度難聴児支援事業	身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴のお子さんの聞こえの改善と言葉の習得を促進するため、補聴器の購入にかかる費用を助成します		次のすべての要件を満たす人 ①市内に住所を有している18歳未満の人 ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する人 ④市民税所得割額46万円以上の方がいない世帯に属する人
心身障害者福祉タクシー料金助成利用券	心身障害者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月3枚お渡しします		次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳1・2級 ②身体障害者手帳内容に、下肢3級、体幹3級または視覚の3級が記載 ③療育手帳A判定 ④精神障害者保健福祉手帳1級
リフトタクシー料金助成	通常車で移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します(月1枚)		次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりで在宅の人 ②要介護4または5で在宅の人 ③身体障害者手帳下肢・体幹1級で在宅の人
手話通訳者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します		聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障があり、手話によって意思疎通が図れる人
要約筆記者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します		聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障があり、手話、口話を理解できない人
身体障害者住宅改善費助成	身体障害者に対し、住宅改善に要する対象工事費の2分の1を助成します(上限50万円)		身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障害1・2級をお持ちの人
障害者等賃貸住宅住み替え助成	障害者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します ※所得要件があり		市内に1年以上在住し、市税を滞納していない身体障害者手帳1級2級をお持ちの人
有料道路通行料金の割引	身体障害者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります		身体障害者手帳または、療育手帳A判定をお持ちの人
NHK受信料の免除	障害者に対し、NHK受信料が全額または半額免除されます ※障害等級、所得等に制限あり		障害者手帳をお持ちの人
自動車運転免許取得費助成	障害者の自動車運転免許取得費の一部を助成します(費用の3分の2以内、上限10万円) ※所得制限あり		障害者手帳をお持ちの人
自動車改造費助成	身体障害者が就労などのため、所有の自動車の操縦装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します(上限10万円) ※所得制限あり		身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障害者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います		身体障害者手帳の体幹・下肢障害1・2級をお持ちの人
心身障害者扶養共済	障害者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給します(年金1口当たり2万円) ※掛金は加入時の加入者(保護者)の年齢によって異なります		身体障害者手帳1～3級または、療育手帳をお持ちの人
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します		市内に1年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人
視覚障害者用ポータブルレコーダーの貸出し	デジタイズ図書などを再生できる視覚障害者用ポータブルレコーダーを貸出しています 貸出は無料で、1週間以内です		市内在住者で、視覚に障害があり身体障害者手帳を交付されている人または、市内在住者で、病気や加齢などによる視力の低下により読書することが難しい人
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	援助が必要な人が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に手助けを求める一助として活用してもらうことを目的として、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します		援助が必要な人 その他、ヘルプマーク・ヘルプカードを必要とする人
自立支援医療の給付	育成医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付(医療に要する費用の支給)を行います ※所得により自己負担あり(原則、医療費の1割)	18歳未満で身体上の障害をお持ちの人



事業名	内容		対象者
	更生医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人
	精神通院 ※所得制限あり	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付を行います ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	精神にかかる疾病で通院している人 ※医師の診断書が必要
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します		自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人
	保険診療のうち自己負担分を支給します ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります		精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します		次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1～3級 ②身体障害者手帳4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳4級～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A・B判定（IQ50以下） ⑤自閉症状態と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む）
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します		後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1～3級 ②身体障害者手帳4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳4～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A・B判定（IQ50以下） ⑤自閉症状態と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定4または5を受け、生活介護を3カ月以上継続して受けている人で、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ⑪長寿介護課のひとり暮らし認定を受けている市民税非課税世帯の人で、税法上の被扶養者になっていない人
	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します		後期高齢者医療制度の加入者で、自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します		後期高齢者医療制度の加入者で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人

事業名	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難がある人へ、外出時に同行して移動の援護をします。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に、必要な介助や外出時の移動支援をします。
	重度障害者等包括支援	重度の障がいがある人が生活するために、複数の障害福祉サービスを組み合わせることで生活の支援をします。
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事がある時などに、施設へ短期間の入所をし必要な支援を提供します。
	療養介護	医療が必要な障がいのある人に、病院で医療を受けながら、日常生活の支援をします。
	生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体機能向上のための訓練をします。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力向上のために訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動の機会の提供や知識・能力向上の訓練、求職活動に関する支援をします。
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人が継続して就労できるように相談支援や企業との連絡調整をします。
	就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所では働くことが困難な人へ、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練をします。
支援談	自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対して、巡回訪問や随時の相談に応じて、生活力等の向上のための支援をします。
	共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が、共同生活住居に入居し、日常生活できるよう援助をします。
通所給付	地域移行支援	施設や精神科病院から、地域での生活へ戻るため相談や支援をします。
	地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人などに対して、地域で暮らし続けられるように相談や必要な支援をします。
障害児	児童発達支援	小学校入学前の障がいのある子どもに、日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。
	医療型児童発達支援	小学校入学前の医療が必要な障がいのある子どもに、医療行為を含めた児童発達支援をします。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいがある子どもの居宅に訪問して発達支援をします。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、学校の終業後または休校日に生活能力向上の訓練等をします。
支援事業	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある子どもが集団生活をできるように支援をします。
	相談支援	困り事や、サービスの利用等についての相談に応じ、助言や必要な支援をします。
	移動支援	移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加の促進のためヘルパーが外出の支援をします。
	地域活動支援センター	障がいのある人に生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援をします。
	日中一時支援	家族に用事がある時などに、日中活動の場を提供します。

岩倉市の高齢者福祉サービスをお知らせします

問合せ 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者の皆さんに住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に長寿介護課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
生活支援型給食サービス	聞き取り調査等で承認された人を対象に、毎日夕食を配達します(年末年始を除く)。※1食340円	ひとり暮らし老人認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯等であり、給食が必要と認められる世帯
緊急通報システム設置	コールセンターとつながった緊急通報装置を設置し、コールセンターが緊急時に消防署へ救助を要請したり、相談をお聴きしたりします。 ※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。	ひとり暮らし老人認定、または70歳以上の高齢者のみの世帯等で、固定電話回線を有し、設置が必要と認められる世帯
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥(年1回)・乾燥(年2回)します。	・ひとり暮らし老人認定がある人 ・常時ねたきりの状態の人
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5,000円の手当てを支給します。	要介護4・5の人や、常時ねたきりの人を在宅で介護している人
高齢者日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器の生活用具を支給します。 ※課税状況に応じ、自己負担があります。	ひとり暮らし老人認定がある人
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います(年6回)。	在宅で、65歳以上の要介護4・5の人
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品(紙おむつ)の利用券を支給します。※非課税世帯(要介護者および家族介護者の属する世帯全員)が対象です。	市民税非課税世帯で、要介護4・5の人を在宅で介護している人
シルバー優待証明カード交付	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	65歳以上の人
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券(基本料金と迎車料金を助成)を支給します(月2枚)。 要支援認定の人等で、乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金(1回500円を限度)を支給します(月2枚)。	85歳以上の人 65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します(月1枚)。	在宅で、要介護4・5の人または常時ねたきりの人
家具転倒防止器具等取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具や、住宅用火災警報器(自前で準備した警報器)を取り付けます。	在宅で、ひとり暮らし老人認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊行動のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸出します。※1カ月500円(税別)の利用料と情報提供料を利用者に負担していただきます。	要介護・要支援認定を受けた人の介護者、または徘徊高齢者の介護者
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します。 ※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない65歳以上の人
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します(上限50万円)。 ※所得要件があります。	65歳以上の人で介護認定を受けた人等
高齢者等救命バトン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命バトン一式を配布します。	障害・病気等で健康状態に不安を抱える人

※ひとり暮らし老人認定は、65歳以上のひとり暮らしの人に対し、市が認定するものです。



特別保育事業をご案内します

問合せ先 子育て支援課保育グループ (☎ 38-5810)



保育ニーズの多様化が進むなかで、より望ましい保育を行うために、保育園のほかに、さまざまな保育事業を実施しています。

★一時保育 (非定型的・緊急)

保護者の労働 (平均週3日を限度)、傷病、出産、冠婚葬祭など、家庭での保育が困難になった場合、一時的にお預かりする保育です。認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園で実施しています。

●対象 満1歳から就学前までの児童 (保育園等の在園児は除く)

●利用日 (1カ月当たり) 14日以内

●利用料 (1日当たり)

・1～2歳…2,100円

・3歳…900円

・4～5歳…800円

※3歳以上は別途主食代30円

●申込期間 利用日の前月の1日から15日まで(土・日曜日を除く)。ただし、緊急時にご相談ください。

●申込先 認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園 (☎ 81-9898)

★一時保育 (リフレッシュ保育室)

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的にお預かりする保育です。東部保育園で実施しています。

●対象 満1歳から就学前までの児童 (保育園等の在園児は除く)

●利用日 (1カ月当たり) 3日以内

●利用料 (1日当たり)

・1～2歳…2,100円

・3歳…900円

・4～5歳…800円

※3歳以上は別途主食代30円

●申込期間 利用日の前月の最初の平日から、利用日の10日前まで。

●申込先 東部保育園リフレッシュ保育室 (☎ 38-2387)

★休日保育

日曜日、祝日等に保護者が仕事や冠婚葬祭等で家庭での保育が困難になった児童を下寺保育園で保育しています。

●対象

・在園児…0歳から就学前までの児童

・在園児以外…満3歳から就学前までの児童

●利用料 (1日当たり)

・3歳未満児…2,500円

・3歳児…1,100円

・4～5歳児…1,000円

※昼食・おやつ・お茶をご用意ください。

●申込期間 原則として利用日の前月の20日まで

●申込先 下寺保育園 (☎ 66-3309)

★病児保育

保護者の子育てと仕事の両立のため、病気回復期に至らない場合で、かつ、症状の急変が見られない場合に保育園・幼稚園・認定こども園および小学校1年生から3年生までの児童を市が委託した「なかよしこどもクリニック」(稲荷町)で一時的にお預かりします。

●利用料 (1日当たり)

・3歳未満…2,100円

・3歳…900円

・4歳以上…800円

※事前になかよしこどもクリニック、または子育て支援課での登録が必要です。水曜日は休診日です。

★病後児保育

保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、お子様が病気の回復期であり、学校や保育園等に通えない場合に保育園・幼稚園・認定こども園等に通っている満1歳以上の児童および小学校1年生から3年生までの児童を市が委託した病後児保育室てっぴールーム(本町)で一時的にお預かりします。

●利用料 (1日当たり)

・3歳未満児…1,800円

・3歳児…800円

・4歳児以上…700円

※事前に病後児保育室 (☎ 66-4588) での登録が必要です。



ちびっこクラブの日程をご案内します

問合せ 各公立保育園



保育園を知っていただくため、まだ保育園や幼稚園に通っていないお子さんが、保護者と一緒に保育園にきて、ゆっくり遊んで保育園の雰囲気を経験していただくものです。保護者同士や子どもたちの交流の場としてご利用ください。

●ちびっこクラブ 令和元年5月～令和2年2月 午前10時から
 <持ち物> 帽子、タオル、着替え、お茶

	中部保育園 ☎ 37-0416	北部保育園 ☎ 37-2705	南部保育園 ☎ 37-2605	東部保育園 ☎ 37-0916	西部保育園 ☎ 37-3835	仙奈保育園 ☎ 66-2907	下寺保育園 ☎ 66-3309
★5/7(火)	園庭あそび(砂あそび)						
★6/4(火)	親子あそび	親子あそび	園庭あそび (砂あそび)	園庭あそび (砂あそび)	園庭あそび (砂あそび)	親子あそび	園庭あそび (砂あそび)
7/2(火)	七夕飾り作り(予約制)						
7/17(水)	プールあそび(午前11時～)						
7/18(木)	いつもと時間が違いますので、お間違えないようにお願いします。 ・オムツがとれていないお子さんは、プール用のオムツの着用をお願いします。 ・保護者もぬれてもいい服装でお願いします。未就園のお子さんが対象です。 ・雨天中止です。また、低気温・猛暑の場合も中止することがありますのでご了承ください。						
9/3(火)	水あそび	色水あそび 水あそび	水あそび	色水あそび 水あそび	水あそび	水あそび	水あそび
10/8(火)	運動会ごっこ						
11/1(金)	やきいも(予約制)午前11時頃にお越しください。 ・雨天順延です。いつもと時間が違いますので、お間違えないようにお願いします。 ・東部保育園のみおいもクッキングです。午前10時30分にお越しください。						
★12/3(火)	クリスマス会(予約制)						
1/7(火)	リズムあそび	リズムあそび	小麦粉ねんどあそび				
★2/4(火)	お楽しみ会						

※予約や詳しい内容は、各保育園にお尋ねください(予約の受付は前日までです)。

電話は、平日の午前9時～午後5時におかけください。

※お子さんは、保護者が責任をもって見ていただくようお願いいたします。

※戶外あそびは、天候により室内あそびに変更します。



★印の日は、給食の試食(幼児食)があります。
 主食(ご飯・パン)、お茶、食器(お弁当箱など)、
 スプーン、フォークを持参してください。



協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合せ】市民活動支援センター（市民プラザ内 ☎ FAX 37-0257）

【掲載に関する問合せ】協働安全課市民協働グループ（☎ 38-5803）

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと
思っている人は、右のQRコードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』にご登録ください。市民
主体のイベント情報を中心にお届けしています。
こちらから空メールを送ってください。→



ワクワク！「はっそ」でサマー ハイキングキャンプ

●問合せ先 岩倉ボランティアサークル
（メール iwakura88@gmail.com、
ホームページ <http://lww.ne.jp/ivc/>）

みんなで八曾^{はっそ}へハイキングに行こう！大自然の中
で新しい発見がいっぱい！

- とき 集合 6月29日(土)午前9時
解散 6月30日(日)午後5時
- ところ 青少年宿泊施設「希望の家」、犬山市八曾
もみの木キャンプ場 他
- 内容 ハイキング、野外炊事、探検活動 など
- 定員 20人程度（先着順）
- 対象 小学3～6年生
- 参加費 6,000円（当日集金します。）
- 持ち物 6月上旬頃に詳細、持ち物等をご案内しま
す。
- 申込方法
【インターネット】ホームページ特設ページより申込
【窓口】申込用紙（市内施設に設置）を市民プラザに
提出
- 申込期間 5月15日(水)～25日(土)

とうふ作りに挑戦！ ～第29回子どもたちの職業体験講座～

●問合せ先 「岩倉生涯学習市民の会」倉知（☎ 090-
4267-2386）

日本の食には欠かせない良質なたんぱく質を豊富に
含んだ大豆。この大豆からお豆腐を作り、一緒に食べ
ましょう。

- とき 5月25日(土)午後1時～4時
- ところ 生涯学習センター 料理室
- 講師 明星止之（豆腐店経営30年間）
- 内容 座学：豆腐屋さんの一日の仕事について
体験：大豆からつくる絹ごし豆腐
- 定員 25人
（対象は小学校3年生以上の子どもで、下記の整理券
が必要）
- 参加費 300円（ボランティア保険等費用）
- 持ち物 エプロン、ハンドタオル、筆記用具、三角
巾または帽子
- 申込方法 5月18日(土)～19日(日)午前10時～午後
2時
NPO法人MODS事務所（三菱UFJ銀行岩倉支店前）
にて整理券を配布（先着順）

市民活動支援センターつつじ交流会

●問合せ先 市民活動支援センター 林（☎ 37-0257）

市民活動団体と市民の交流イベントです。どなた
でも参加可能ですので、ぜひお越しください。

- とき 5月17日(金)午後6時～9時
- ところ 市民プラザ 多目的ホール
- 内容 ①まちづくりネットワーク報告 ②平成
30年度市民活動助成金活用報告会：事業内容、助
成金の使途、成果等について ③交流会：市民活動
団体によるステージ発表や軽食を交えての交流会
※「市民活動助成金」とは市民活動団体が自主的に
取り組む公益的な活動に対して、市が財政的支援を
する制度です。
- 参加費 500円 ※テーブルで分け合える食べ
物や飲み物を1品お持ちください。

こども写真ミュージアム

●問合せ先 「キミノセカイ～Kids☆Photo～岩倉支部」
塚崎（メール kiminosekai.kids.photo@gmail.com）、
総合体育文化センター 小倉（☎ 66-2222）

総合体育文化センターで、こどもが撮った五条川の
桜の写真を展示します。こどもの目線で撮った、五条
川の桜の美しさをご覧ください。

- とき 5月19日(日)～6月2日(日)
- ところ 総合体育文化センター 多目的ホール
前ラウンジ
- 入場・鑑賞 無料

市民プラザで開催される「市民活動い～^わ輪会議」は、
5月21日(火)午後1時30分～3時を予定しています。
交流会のテーマは「市民に活動の楽しさを伝えたい」です。
どなたでもお気軽にご参加ください。

イベント

ロビーコンサート 「トリオさきの、元気がでる！名曲コンサート」

生涯学習課生涯学習グループ (☎ 38-5819)

聴いたことある！クラシックの定番曲を、元気に！しっとり、お贈りします。

- とき 5月26日(日)午前10時30分～11時30分
- ところ 市役所1階ミニステージ
- 出演者 トリオさき
ヴァイオリン／打保早紀

クラリネット／小田美沙紀
ピアノ／高橋早紀子

- 演奏曲 モンティ／チャールダーシュ、ブラームス／ハンガリー舞曲第5番、フォーレ／夢のあとに

教育を考える初夏のつどい 「ハートフルなつどい in 岩倉」

誠信高校 斎藤 (☎ 93-5380)

- とき 6月2日(日)午後1時30分～4時30分
- ところ 生涯学習センター
- 内容
★教育講演 (鈴木慎一郎さん (大同高等学校教諭)) 「子どもは、未来から来た使者～ようこそ私学へ、ようこそ父母懇へ、子どもと教育の未来はここにあり～」
★各種講座 (足もみ講習、五条川の桜に関する講座、手作りアロマスプレー、手相ほか)
★進学相談
- 参加費 無料
- 主催 私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロック
- 後援 岩倉市・岩倉市教育委員会

市民スペース

生涯学習課生涯学習グループ
(☎ 38-5819)

市役所庁舎市民ギャラリー

【暮らし方の国際比較 日本と世界 ジェンダーの視点から】

- とき 5月6日(月)午前9時～19日(日)午後5時
- 問合せ 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

生涯学習センターギャラリー

【煌画会・第15回煌画会日本画展】

- とき 5月13日(月)午前10時～19日(日)午後4時
- 問合せ 楠 (☎ 052-836-5757)
- 【岩倉ぴんぼけ会・月例会 入選作品展】
- とき 5月26日(日)午後5時～6月1日(土)午後1時
- 問合せ 田中 (☎ 66-2792)

情報コーナー

Iwakura City Information

- イベント……………P25
- 募 集……………P28
- 健 康……………P31
- お知らせ……………P33

イベント

みどりのコンサート 寺田弦楽四重奏団～こてこてクラシック vol.2～

地域交流センターみどりの家
(☎ 66-6700)

セントラル愛知交響楽団コンサートマスター寺田史人さんを中心に同楽団メンバーにより結成された弦楽四重奏団です。

♪一弓入魂♪の至高のアンサンブルをお楽しみください。

- 曲目 スメタナ作曲 弦楽四重奏曲第1番ホ短調「わが生涯より」ほか
- 演奏 バイオリン／寺田史人、神野玲子、ビオラ／依田郁子、チェロ／石橋隆弘
- とき 5月31日(金)午後7時開演
- ところ みどりの家ふれあい交流ホール※駐車場がありません。
- 入場 無料



イベント

募集

健康

お知らせ

自営業・フリーランスのみなさんに、ゆとりのある人生を。

税金おトクな基金 入って良かった

今にゆとり 老後にゆとり

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
国民年金保険料を納めている20歳から60歳未満の方や
国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。

フリーダイヤル
全国国民年金基金愛知支部 ☎0120-43-63-73
〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル9F

広告

白内障・緑内障検診 眼鏡処方 小牧山アピタ南隣 P有

小牧平田眼科

日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田 廣次

〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1 TEL(0568)74-6638

診療時間	日	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後3:30～6:30	○	○	○	△	○	○	△

■休診日 日曜・祝日・水曜午後
■診療科目 眼科・小児眼科

平田眼科 検索

広告

イベント

普通救命講習会の開催

消防署 (☎ 37-5333)

AEDの使用を含めた心肺蘇生法や、止血法の講習を行っています。受講済みの人は、2、3年ごとの再講習をお願いします。

- とき 毎月9日午後1時30分～4時30分（3月と9月は上級救命講習会）
- ところ 消防庁舎2階大会議室
- 定員 30人
- 申込方法 随時消防署で受け付けています。（電話可）
- 指導員の派遣 10人以上の受講者がいるときは、日時や会場を調整して指導員を派遣します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

史跡公園 茶会

岩倉市文化協会事務局
(生涯学習課内☎ 38-5819)

- とき 5月19日(日)午前10時～正午（雨天決行）
 - ところ 史跡公園鳥居建民家（大地町野合51）
 - 茶券 1席300円（お抹茶とお菓子）
 - 席主 岩倉市茶華道連盟 服部社中
- ※今年度から、「月釜」を「茶会」に名称変更しました。

第23回セントラル愛知交響楽団ポップスコンサート

生涯学習課生涯学習グループ (☎ 38-5819)

第1部ではミュージカルの音楽を、第2部では西部劇を中心とした懐かしの映画音楽をお届けします。

- とき 6月2日(日)開演…午後2時（開場…午後1時30分）
- ところ 総合体育文化センター多目的ホール
- 指揮 ^{いながきまさゆき}稲垣雅之
- ナビゲーター ^{こまむらまこと}駒村 真
- 内容 サウンド・オブ・ミュージックメドレー、ウエスト・サイド・ストーリーセレクション、遥かなる山の呼び声（映画「シェーン」より）ほか

- 入場料 一般1,500円、高校生以下700円（全自由席）
※なお、未就学児は入場できませんので、ご遠慮ください。
- チケット販売開始日 4月24日(水)
- チケット販売場所 総合体育文化センター、生涯学習センター、図書館、市役所6階生涯学習課

セントラル愛知交響楽団第25回岩倉定期演奏会

生涯学習課生涯学習グループ (☎ 38-5819)
セントラル愛知交響楽団事務局 (☎ 052-581-3851)

今回は岩倉市在住の武藤寧音（ピアノ）さんがゲスト出演します。

- とき 7月21日(日)午後2時～（午後1時30分開場）
- ところ 総合体育文化センター多目的ホール
- 曲目 アイネ・クライネ・ナハト・ムジーク（モーツァルト）、ピアノ協奏曲第23番（モーツァルト）、交響曲第40番（モーツァルト）
- 指揮 ^{わだかずき}和田一樹
- 出演 演奏／セントラル愛知交響楽団、ピアノ／武藤寧音
- 入場料 1,500円（全席自由）

- ※なお、未就学児は入場できませんので、ご遠慮ください。
- 主催 一般社団法人セントラル愛知交響楽団
- 共催 中日新聞社
- 後援 岩倉市教育委員会、愛知県教育委員会、@FM
- チケット販売開始日 4月24日(水)
- チケット販売場所 総合体育文化センター、生涯学習センター、図書館、市役所6階生涯学習課、アピタ岩倉店

リフォームのことなら…



お電話一本即日対応、土日祝も営業。
現地調査・プランニング・見積無料。

小さな修理でもご相談ください！

地元・ニワホーム株式会社
0120-44-8968
〒482-0033 岩倉市神野町縄境7

LINE@
友だち登録で特典有



広告

新鮮野菜販売中！

JA 愛知北産直センター岩倉店

JA愛知北岩倉支店（集いの広場）では

毎週金曜日 9:00～11:30

いわくら産直青空市を開催中！

お問合せ先：0587-38-3301
岩倉市大地町西町畑5



マスコットキャラクター
愛ちゃん

広告

イベント

介護予防講演会 ～今すぐ始める介護予防～

長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢期になって、若いときと同じような無理がきかなくなってきたと感じることはありませんか。体力と気力は、ちょっとした努力でかなり向上するものです。

健康な体を保ち、介護が必要にならないようなノウハウを楽しく学んでみませんか。

どなたでも参加できますので、皆さんお気軽にご参加ください。なお、事前の申込が必要です。

- とき 5月28日(火)
午前10時～11時30分
- ところ 生涯学習センター
研修室1・2
- 内容 介護予防の体操について
- 講師 岩倉病院 理学療法士
棚内真二さん
- 申込・問合せ
岩倉市地域包括支援センター (☎ 38-0303)、岩倉東部地域包括支援センター (☎ 96-6553)

多世代交流事業 さくらの家まつり

さくらの家 (☎ 81-4941)
長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

- とき 5月25日(土) 午前9時開館
 - ところ さくらの家
 - 内容 下表のとおり
- どなたでも参加していただけます。お誘いあわせのうえ、ご参加ください。
- ※当日は、徒歩・自転車にて会場までお越しくださいますようご協力をお願いします。

場所	内容	開始時間
大会議室	「い～わくんといっしょ あつまれ! ちびっこ」 やい～わくんと保育士の南さんによるステージや記念撮影等を開催します。	午前10時～11時
すこやかホール	「マンドリン・アンサンブル香久山」弦楽器のひとつであるマンドリンで演奏します。	午前10時30分～11時10分
	「遊友裕」 ピアノやフルートの演奏、マジックを披露します。	午前11時15分～11時55分
	「カラオケ無料開放」カラオケを皆さんに開放しますのでご自由にお歌いください。	午後1時～午後5時
浴場	「薬湯」薬湯でゆっくりお温まりください。	午後1時～4時

当日、お子さんにプレゼントを用意しています(数に限りがあります)。お孫さんやお子さんと一緒に会場へお越しください。

地域交流センター ちびっこおはなし会 「初夏の会」

地域交流センターくすのきの家
(☎ 38-1106)

地域交流センターでは、毎月「ちびっこおはなし会」をくすのきの家(毎月第2月曜日)、みどりの家(毎月第3木曜日)で開催していますが、今回、定例会のほか合同での楽しいつどい「初夏の会」を開きます。

- とき 5月31日(金)午前10時30分～
- ところ 地域交流センターくすのきの家 ふれあい交流ホール
- 入場 無料
- 申込 不要
- 出演 ちびっこおはなし会メンバー
- 内容 絵本読み聞かせ、パネルシアター、手あそびほか
- 対象年齢 0歳～

大切な人を亡くされた人のお話会

長寿介護課長寿福祉グループ
(☎ 38-5811)

大切な人を亡くしたとき、明日をどうしようかと思悩むことがあります。同じような経験のある人どうしてお話をする機会を設けます。

経験者、地域包括支援センター職員が聞き役で参加します。

- とき 5月14日(火)午後1時30分から3時までの間、ご自由にお越しください(申込不要)。
- ところ 市役所2階 レストランさくらん坊
- 参加費 お茶代350円
- 対象者 大切な人(ご家族等)を亡くされた人

募集

ホストファミリー

岩倉市国際交流協会
石黒 (☎・FAX 66-5139)、山田 (☎・FAX 66-4811)

岩倉市国際交流協会では、名古屋芸術大学の留学生をゲストに迎え、「日本文化体験とホームステイ」のホストファミリーを募集しています。

- とき 6月1日(土)・2日(日)
- 募集数 4家庭
- ところ 生涯学習センターで対面式を行います。

初心者テニス教室参加者

テニス協会 深谷
(☎ 090-2132-9958)

- とき 5月26日(日)から6月30日(日)までの毎週日曜日(計6回) 午前9時～11時
- ところ 野寄テニスコート
- 対象 市内に在住または在勤の16歳以上の人(学生を除く)
- 参加料 1,500円(保険料含む)
- 定員 20人(先着順)
- 持ち物 テニスシューズ、ラケット(貸し出しあり)等
- 申込締切日 5月15日(水)
※締切日以前でも、定員になり次第締め切ります。
- 申込先 岩倉市体育協会事務局(生涯学習課内)

要約筆記入門講座の受講者

岩倉市社会福祉協議会
(☎ 37-3135)

- とき 5月20日から7月1日までの毎週月曜日(計7回) 午前9時～正午
- ところ ふれあいセンター3階視聴覚室兼研修会議室(A)
- 対象 市内在住または在勤の人
- 募集人数 10人
- 費用 無料
- 申込期限 5月13日(月)

- 申込期限 5月10日(金)
- 申込方法 上記問合先にてお申し込みください。

流域モニタリング一斉調査の参加者

環境保全課環境グループ
(☎ 38-5808)

愛知県では、河川やため池など身近な水環境に興味を持っていたくため、県民の皆さんを対象に県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

この調査は、参加者の五感により水の色やにおいなどを評価するもので、どなたでも簡単に実施することができます。

- 調査内容 身近な水辺(川やため池、水路など)で「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」を調べていただき、所定の調査票にて報告してください。
- 対象 どなたでも参加できます。(小学生以下の方は、保護者と一緒に調査してください)
- 調査期間 6月5日(水)(環境の日)～9月末日(この期間のうち任意の回数)
- 申込期間 5月7日(火)～8月28日(水)
- 参加申込 環境保全課まで所定の申込書を調査実施日の3週間前までに提出してください。



イベント

地震防災講習会

協働安全課危機管理グループ
(☎ 38-5831)

平成30年1月時点で、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70%～80%とされています。

巨大地震はいつ起きてもおかしくない状況です。災害に備えて、今自分にできることを考えてみませんか？

- とき 6月22日(土)午前9時30分～正午(予定)
- ところ 市役所7階大会議室
- 内容
①講義「岩倉市の防災体制について」
②講演「災害への対応～自助・共助・公助～」
③演習「図上訓練」
※内容は変更の場合もあります。
※講習会の最後には修了証の授与を行います。
- 定員 70人
- 募集期限 6月10日(月)
- 申込方法 協働安全課へ直接申込(電話での申込可)

世界のお惣菜(スリランカ編)

岩倉市国際交流協会
石黒 (☎ 66-5139)、大島
(☎ 090-1470-1276)

- とき 5月26日(日)午前10時～午後2時
- ところ 生涯学習センター料理室
- 料理 スリランカ料理
- 参加費 大人800円、子ども400円(国際交流協会の会員は無料)
- 定員 20人
- 持ち物 ふきん、エプロン、筆記用具
- 申込期限 5月20日(月)
- 申込方法 上記問合先に電話でお申し込みください。

募集

スポーツレクリエーション協会会員

岩倉市体育協会事務局（生涯学習課内 ☎ 38-5819）

●応募方法 各会場で受付

名称	会場	とき	会費	対象	募集人数	代表者
バウンド テニス 協会	総合体育文化 センター	火曜日 午後7時～9時	月500円	高校生以上	多数	田中信彦 090-5619-1082
	総合体育文化 センター	水曜日 午後1時～3時	月500円	高校生以上	多数	神田茂
	南部中学校 体育館	金曜日 午後7時～9時30分	月500円	高校生以上	多数	森山敬一
ビーチボール 協会	総合体育文化 センター	金曜日 午後7時～9時	月500円	高校生以上 (市内在住、在勤)	多数	石黒さち子
インディアカ 協会	総合体育文化 センター	木曜日 午後7時～9時	月500円	高校生以上	多数	飯田絹江 66-3878
	岩倉中学校 体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月500円	高校生以上	多数	090-7048-5722
ソフトバレー ボール連盟	南部中学校 体育館	日曜日 午後7時30分～9時30分	月500円	高校生以上	多数	関戸一人
	総合体育文化 センター	火曜日 午前9時30分～正午	年4,000円	女性のみ	多数	新谷久美子
	岩倉中学校 体育館	金曜日 午後7時30分～9時30分	年4,000円	高校生以上	多数	村瀬知美
社交ダンス クラブ	総合体育文化 センター 多目的ホール	火曜日 午後1時～3時	月2,000円 入会金なし	制限なし	多数	細川則夫 37-7959
気功クラブ	総合体育文化 センター柔道場	土曜日 午前10時～11時30分	月1,000円	高校生以上	若干名	大嶋敏英
グラウンド ゴルフクラブ	市内グラウンド 各所	日・火・水・金曜日 午前9時～午前11時	月300円	高校生以上	多数	小川吉夫 090-4861-9143
健康太極拳 同好会	総合体育文化 センター剣道場	土曜日 午後1時～3時	月1,500円	高校生以上	若干名	須田直広
ラージボール 同好会	総合体育文化 センターアリーナ	水曜日 午前10時～正午	年4,000円	40歳以上 男女	若干名	石田照雄

○ダンス&エアロビクスサークル

名称	会場	とき	会費	対象	募集人数	代表者
JUN	総合体育文化 センター 多目的ホール	木曜日 午前9時30分～11時	月2,500円	女性	多数	河野妙
FIT	南部中学校 体育館	木曜日 午後7時30分～9時30分	3ヵ月 3,000円	高校生以上 の女性	多数	荻野みづほ
ティスコス	総合体育文化 センター剣道場	金曜日 午後1時30分～2時30分	月2,500円	女性	多数	田中知美

イベント
募集
健康
お知らせ

募集

稲づくりを体験してみませんか

商工農政課農政グループ
(☎ 38-5812)

農家との交流や食に対する理解を深めることを目的に稲づくり農業体験参加者を募集します。

農薬や化学肥料に頼らず、太陽・水・土地など自然の恵みを生かして「あいちのかおり」を栽培します。

●募集期間

5月7日(火)～24日(金)

●募集家族数

15家族(1人でも可。定員になり次第締め切ります。)

●参加費

2,000円(1家族)

1回目の参加時に徴収します。

●内容 田植えから稲刈り(収穫)までを農家の指導により参加者皆さんで力を合わせて行います。(収穫された米は参加者にお配りします)

●ところ 東町白山 252

●作業予定

6月1日(土) 田植え

6月下旬 草取り

7月中旬 草取り

8月上旬 ヒエ刈り

10月上旬 稲刈り

※天候や生育状況により作業の日程は変更することもあります。



スポーツレクリエーション祭

生涯学習課スポーツグループ (☎ 38-5819)

だれでも簡単に行えるスポーツレクリエーション(6種目)の大会を総合体育文化センター、石仏スポーツ広場で下表のとおり開きます。ぜひ、この大会に参加してニュースポーツの楽しさを体験してみませんか。

●とき 6月9日(日)

※グラウンドゴルフは雨天中止の場合、6月16日(日)に延期します。

●参加資格 市内に在住、在勤または在学で小学3年生以上(ただし、小学生は保護者同伴)。

●参加費 1人 200円

●申込締切日 5月24日(金)

●申込先 生涯学習課スポーツグループ

とき	種目	会場
8:30 受付 9:00～11:30	グラウンドゴルフ	石仏スポーツ広場
9:00 受付 9:30～12:00	・ビーチボールバレー ・ラージボール ・バウンドテニス	総合体育文化センター アリーナ
13:00 受付 13:30～16:00	・インディアカ ・ソフトバレーボール	

令和元年度母子家庭等就業支援講習会の受講者

愛知県母子寡婦福祉連合会 (☎ 052-915-8862)

ひとり親家庭の母等が、就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

●対象者 愛知県内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の人で就業意欲があり、講習の全日程に出席できる人(なお、講習内容により個別の条件がある場合があります)

●講習内容(かっこ内は講習場所)

・パソコン講習 初級(名駅・岡崎)
受講期間 6月29日から10月5日の間の毎週土曜日

・介護職員初任者研修(名駅)
受講期間 7月4日から10月24日の間の毎週木曜日(8月15日を除く)

●受講料 原則無料

※教材費、交通費は自己負担です。

●募集期間 5月8日(水)～29日(水)

●申込先 子育て支援課 (☎ 38-5810)

※詳しい募集要領については、事前に愛知県母子寡婦福祉連合会までお問い合わせください。

フッ化物塗布・歯科健診・
歯の健康相談

健康課健康支援グループ
(保健センター内 ☎ 37-3511)

- **とき** 6月9日(日)受付 午前9時30分～11時30分
- **ところ** 保健センター
※駐車場に限りがありますので、車の利用はご遠慮ください。
- **対象** フッ化物塗布・歯科健診は、乳幼児から小学4年生まで。歯の健康相談はどなたでも受けられます。
- **費用** 無料
- **主催** 一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会
- **その他** 事前に歯みがきをしてお越しください。また、フッ化物塗布後30分は飲食ができません。塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。

がん検診等のご案内

健康課保健予防グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

- ① **前立腺がん検診・肝炎ウイルス検査**
 - **とき** 5月20日(月)～23日(木) 午前9時～11時30分、午後1時～3時
 - **ところ** 保健センター
 - **対象**
 - ・前立腺がん検診…50歳以上の男性。
 - ・肝炎ウイルス検査…40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない人
 - **申込** 不要
 - **費用**
 - ・前立腺がん検診 300円
 - ・肝炎ウイルス検査 無料
- ② **胃がん検診(バリウム)・大腸がん検診・肺がん検診(喀痰細胞診)**
 - **申込開始** 5月8日(水)
 - **申込・検診場所** 保健センター
- ③ **医療機関で実施するがん検診**

- **申込開始**
 - ・乳がん検診(マンモグラフィ)、胃がん検診(バリウム、胃カメラ)…5月7日(火)
 - ・大腸がん検診、前立腺がん検診、肺がん・結核検診…6月3日(月)
- **申込場所** 各医療機関
※**費用の免除** 市民税非課税世帯(生活保護受給世帯等を含む)の人は、検診費用を免除します。保健センターでの検診は検診日に、医療機関での検診は事前に免除申請の手続きが必要になります。本人確認ができるもの(健康保険証、運転免許証等)を持って、保健センターにお越しください。なお、平成30年1月2日以降に岩倉市に転入した人は、保健センターにお問い合わせください。
詳しくは、広報いわくら4月号同時配布「岩倉市けん診ガイド」をご覧ください。

はちまるにいまる
8020歯の健康コンクール

健康課健康支援グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

- **対象** 市内在住の80歳以上の人(昭和15年3月31日以前生まれ)で20本以上歯のある健康な人
- **応募方法** 保健センター、市内歯科医院(一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員の歯科医院)に応募(下表のとおり)。
- **応募期限** 9月30日(月)まで
- **表彰** 11月10日(日)に開催される「いわくら市民ふれ愛まつり」で表彰式を行います。

所在地	医療機関名	電話番号	所在地	医療機関名	電話番号
昭和町	愛栄歯科医院	66-2231	中本町	カジウラ歯科	66-6480
西市町	あいち歯科	38-1184	中本町	カドヤデンタルクリニック	38-1011
東町	青木歯科	66-5955	栄町	クリスタル矯正歯科クリニック	37-8811
川井町	あさだ歯科	37-3457	大山寺本町	小岩井歯科	37-8148
昭和町	犬塚歯科医院	66-3800	栄町	寺澤歯科	66-5508
本町	いわくら駅前歯科	66-8118	石仏町	はっとり歯科医院	66-3080
神野町	岩倉かとう歯科	66-4182	大市場町	はまじま歯科クリニック	37-0030
本町	岩倉歯科・矯正歯科	38-0038	曾野町	ヒガキ歯科医院	38-3888
野寄町	岩倉しばた歯科・矯正歯科	81-7182	栄町	夫馬歯科クリニック	66-2550
東新町	岩倉団地歯科診療所	37-0418	栄町	松浦歯科・矯正歯科	37-0450
稲荷町	岩倉中央歯科医院	37-8241	東町	むらせ歯科・矯正歯科インプラントオフィス	38-0811
下本町	小川歯科医院	37-7496	東町	山田歯科	66-7502

イベント
募集
健康
お知らせ

高齢者の肺炎球菌予防接種

健康課保健予防グループ
(保健センター内 ☎ 37-3511)

定期接種

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の経過措置として、65 歳以上 5 歳刻みの人に実施してきましたが、引き続き次のとおり実施することになりました。

- 対象 各年度内に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる人で、過去に 23 価肺炎球菌予防接種を受けていない人。ただし、令和元年度中においては、平成 31 年 3 月 31 日時点で 100 歳以上の人。
- 実施期間 令和元年度から 5 年間
- 自己負担額 2,500 円
※対象者には、4 月末に案内をお送りしています。

任意接種

- 対象 65 歳以上で、定期接種対象者以外の人で接種を希望する人。ただし、過去に市の高齢者肺炎球菌予防接種の助成を受けたことがない人。
- 自己負担額 3,500 円
詳しくは、保健センターにお問い合わせください。
予防接種を受けていない人は、この機会をご利用ください。



ひざ・腰ラクラク健康教室

健康課健康支援グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

- とき・内容 下表のとおり
- ところ 保健センター
- 対象 次の①～④すべてに該当する人
 - ① 64 歳以上の人
 - ② 医師から運動制限の指示がない人
 - ③ 3 回とも出席できる人
 - ④ 介護サービスを利用していない人
- 定員 20 人 (先着順)
- 持ち物 お使いの眼鏡、タオル、お茶、筆記用具、運動のできる服装
- 申込方法 保健センターで受け付けます (電話可)。

とき	受付時間	内容	講師
5月16日(木)	午後1時30分～3時30分 (受付1時15分～)	健康講座 「毎日の食事を楽しもう」 運動実技 「ひざ・腰痛予防運動」	管理栄養士 作業療法士
5月30日(木)		健康講座 「おいしく楽しく元気なお口」 運動実技 「ひざ・腰痛予防運動」	歯科衛生士 作業療法士
6月13日(木)		健康講座・運動実技 「若さをキープするために～ 認知症予防と運動」 地域デビュー紹介	作業療法士 地域包括支援センター職員

なくそう！望まない受動喫煙～マナーからルールへ～

健康課健康支援グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

【受動喫煙とは】

たばこを吸わない人が、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことをいいます。たばこの煙には、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれています。

【マナーからルールへ】

望まない受動喫煙を防止するため、2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

たばこを吸う人は、煙を周囲の人が吸い込まないように配慮する

義務があります。また、多くの人が利用する施設を管理する人は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙が生じない場所とするよう配慮しなくてはなりません。

【禁煙サポートについて】

医師による禁煙治療を受けるという方法があります。禁煙治療実施医療機関を調べるには、「禁煙サポーターズ」でインターネット検索してみてください。薬局や保健センターの禁煙相談もご利用ください。

イベント

募集

健康

お知らせ

お知らせ

令和元年工業統計調査を実施します

商工農政課商工観光グループ
(☎ 38-5812)

令和元年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、令和元年6月1日時点で実施します。

この調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として活用されています。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対ありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願い致します。

●経済産業省工業統計調査ページ
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

献血にご協力ください

福祉課障がい福祉グループ
(☎ 38-5809)

●とき 5月29日(水)午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

●ところ 市役所

●その他 医療機関からの需要に応じるため、400ml献血のみの受付とさせていただきます。

子育て支援センター「おでかけこっこ広場」のお知らせ

子育て支援センター（市民プラザ内☎ 38-3911）

赤ちゃんを育てているママが、身近な地域で子育ての交流ができるように、おでかけひろこ広場（0歳児対象）を開催しています。今年度4月からは1歳児対象の「おでかけこっこ広場」も始まりました。

●ところ くすのきの家

●とき 第3金曜日

午前10時～11時30分

●対象 1歳前後から2歳の誕生日までのお子さん

●内容 楽しく交流、育児相談。
11時からふれあい遊び

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
日程	17日	21日	19日		20日	18日
月	11月	12月	1月	2月	3月	
日程	15日	20日	17日	21日		

弁護士同席の消費生活相談

岩倉市消費生活センター（☎ 37-7867）

岩倉市消費生活センターでは、下記日程においては、弁護士が同席し相談をお受けします。

●とき

第1回 5月20日(月)

第2回 6月18日(火)

第3回 7月24日(水)

第4回 8月22日(木)

第5回 9月24日(火)

第6回 11月18日(月)

第7回 12月18日(水)

第8回 1月23日(木)

第9回 2月17日(月)

第10回 3月17日(火)

午前10時から正午まで（受付時間は午前11時30分まで）

●ところ 市役所1階岩倉市消費生活センター

●相談時間 1人当たり30分

※予約優先

●相談できる内容 悪質商法や契約トラブル、多重債務など消費生活に関すること



消費生活で不安に思ったら、「岩倉市消費生活センター」にご相談ください！

岩倉市消費生活センター

●ところ 市役所1階

●開設日 月曜日から木曜日まで（祝日、年末年始を除く）

●開設時間 午前8時30分～正午（受付時間 午前11時30分まで）

令和元年度長期休業期間中の放課後児童クラブの受付

第一児童館 (☎ 38-1106) または、各児童館

長期休業期間中（夏休み・冬休み・春休み3月）の放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）の受け付けを一括して行います。利用を希望される人は、児童クラブでお渡しする申請書を提出してください。

- 対象家庭 保護者が家庭外で働いていて、子どもの面倒を十分にみることができない家庭
- 対象児童 小学校1～6年生
※夏休み期間に限り、岩倉北小学校区は第一児童館で、曾野小学校区は第三児童館で、小学校6年生まで拡大して受け入れます。
- 保育時間 午前8時～午後6時（午前7時30分～8時、午後6時～7時は延長保育）
- 放課後児童健全育成手数料
（岩倉市遺児手当受給世帯および生活保護世帯は免除）

長期休業期間（日曜日・祝日を除く）	放課後児童健全育成手数料
夏休み 1 学期終業式（7月19日） ～2 学期始業式（9月2日）	1,320円（7月分） 3,000円（8月分） 120円（9月分）
冬休み 2 学期終業式（12月23日） ～3 学期始業式（1月7日）	720円（12月分） 360円（1月分）
春休み（3月） 3 学期修了式（3月24日） ～3月31日	840円

- 延長保育料
午前7時30分～8時…1日につき50円
午後6時～6時30分…1日につき50円
午後6時～7時…1日につき100円
- 申請書配布および受付期間
5月7日(火)～25日(土) ※日曜日を除く
- 受付場所等 下表のとおり
- 入所者の選定方法

児童の家庭状況などを調査し、各児童クラブの定員に応じて決定し、6月中旬に通知します。
※第一児童館の申込児童が多い場合は、夏休み期間に限り岩倉北小学校でも実施します。
※原則として、校区の児童クラブへ入所していただきますが、定員の都合により、校区外の児童クラブに入所していただく場合もあります。



小学校区	児童クラブ名（実施場所）	申請書配布・受付場所	受付時間（平日）※	電話番号
岩倉北小学校区	第一児童館放課後児童クラブ	第一児童館	9:30～19:00	38-1106
曾野小学校区	第三児童館放課後児童クラブ	第三児童館	9:30～19:00	37-3832
岩倉南小学校区	岩倉南小学校放課後児童クラブ	岩倉南小学校放課後児童クラブ	14:00～19:00	38-5401
岩倉東小学校区	岩倉東小学校放課後児童クラブ	岩倉東小学校放課後児童クラブ	14:00～19:00	38-5402
五条川小学校区	五条川小学校放課後児童クラブ	五条川小学校放課後児童クラブ	14:00～19:00	38-5403

※土曜日および学校休業日は、全児童クラブ共通して8:00～18:00で受け付けています。

「都市鉱山からつくる！
みんなのメダルプロジェクト」
ご協力ありがとうございました

清掃事務所 (☎ 66-5912)、
環境保全課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不要になった小型家電に含まれるリサイクル材が活用されることとなり、本市も平成29年7月より、携帯電話・スマートフォンを、市役所等で回収し、このプロジェクトへ参加してきました。

この度、東京2020組織委員会によるとメダル制作に必要な原材料の確保に目途が立ったため、平成31年3月31日をもってメダルプロジェクトでの回収は終了しました。ご協力ありがとうございました。

なお、携帯電話・スマートフォンの回収ボックスについてはデザインを改めて同じ場所で設置を継続していますが、回収による収益の一部については、知的障がいのある人のスポーツ活動であるスペシャルオリンピックス(※)への寄付に充てられます。

※スペシャルオリンピックス…知的障がいのある人々にスポーツのトレーニングをする機会と競技会を提供する国際的活動。オリンピック・パラリンピック同様、4年に1度夏季、冬季の世界大会が開催されます。



▲新しい回収ボックス

犬の飼い主の皆さんへ

環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

放し飼いはやめましょう

特別な場合を除き、犬の放し飼いは「愛知県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。人の通路にならないところで、丈夫な鎖につないで飼ってください。大きな犬や人を咬む癖のある犬は、鍵のかかる「おり」の中で飼養するなどして、人に危害を加えないように十分注意してください。また、散歩の際には必ずすぐに制御できる長さのリードにつないでください。

糞の処理をしましょう

散歩の時などで、犬が糞をした場合は、必ず始末するようにしましょう。道路や他人の敷地に糞をさせたままにしないでください。環境衛生上においても不衛生であり、他の皆さんの迷惑となります。市では、「岩倉市清潔で美しいまちづくり条例」により、飼い主による犬の糞の回収を義務付けています。マナーを守って、きれいなまちづくりにご協力ください。適当な長さに切ったトイレットペーパーとビニール袋を携帯すると便利です。糞の上にトイレットペーパーをかぶせ、ビニール袋を手袋のようにして糞をつかみ、袋を反転して口をしれば、手を汚さずに簡単に処理できます。



鳴き声について

「犬は鳴くものだから仕方がない」「番犬だから鳴かないと困る」という考え方は住宅地では理解されません。直接苦情を言われなくても近隣の迷惑になっている場合があります。犬の行動には意味があります。無駄吠え等の問題行動がある場合には、叱るのではなく、理由・原因をよく考えてください。飼い主が意図せずにその行動をとらせていることもあります。

動物保護管理センターではしつけの相談等も行っていますので、お気軽にご相談ください。また、かかりつけの獣医師に相談することもおすすめです。

動物に関する相談窓口

愛知県動物保護管理センター尾張支所 (☎ 0586-78-2595) では次のような相談を受け付けています。

- 動物の愛護と正しい飼い方の相談・指導
- 犬・猫などに関する苦情の受付・処理
- 野犬・放し飼いの犬などの人への危害の防止
- 所有者の判明しない負傷動物の保護・治療



全国瞬時警報システム
(Jアラート)の全国一斉
訓練を実施します

協働安全課危機管理グループ
(☎ 38-5831)

- とき 5月15日(水)午前11時から1分程度
- ところ 市内全域
- 内容 地震や武力攻撃などの発生時に備え、Jアラート(全国瞬時警報システム)による情報伝達訓練を全国一斉に実施します。この訓練では市内20カ所にある屋外拡声子局から以下の訓練放送を行います。
※屋外拡声子局とは、毎日午後5時から音楽が流れるスピーカーのことをいいます。
- 放送内容
 - ・チャイム音
 - ・「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返す)
 - ・「こちらは、こうほういわくらです。」
 - ・チャイム音

日曜資源回収の混雑緩和
にご協力ください

清掃事務所(☎ 66-5912)、
環境保全課廃棄物グループ
(☎ 38-5808)

近年、日曜資源回収(第1・第3日曜日はe-ライフプラザ、第2・第4日曜日は消防署東側防災公園で実施)の会場が大変混雑し、利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしています。

資源等の持ち込みについては、地区の分別収集や、平日のe-ライフプラザ(午前9時から午後4時まで。清掃事務所内)もご利用いただけますので、日曜資源回収での混雑緩和や、会場周辺の交通に支障をきたさないためにも、皆さんのご協力をお願いします。

特設人権相談所

市民窓口課窓口グループ
(☎ 38-5807)

6月1日は「人権擁護委員の日」です。これは、人権擁護委員法がこの日に施行されたことを記念して定められました。

そこで、「人権擁護委員の日」にあわせ特設人権相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は守られます。人権問題に関する悩みごとなどお気軽にご相談ください。

- とき 6月7日(金)午後1時～4時
- ところ 市役所1階市民相談室

●人権擁護委員(敬称略)
井上裕介、鵜飼洋子、大野代志子、
千村晶子、宮田浩明、森山 稔

用水路にゴミや油を
捨てないでください

維持管理課管理グループ
(☎ 38-5813)

用水路にゴミや刈った草などを捨てると、水の流れが悪くなります。

地域の人たちや用水を利用していらっしゃる皆さんに清掃をしていただいています。ゴミが捨てられることにより用水路が詰まり、下流に十分な水が行き届かなくなってしまう。また、大雨が降ったときの浸水の原因にもなります。

ゴミや刈った草の投げ捨てはせず、きれいに保つためのご協力をお願いします。

また、車のオイルや燃料等の油類が誤って用水路に流れて水田などに農業被害が発生した場合、損失補償を求められることがありますので、油類を用水路へ流出させないよう、日ごろから保管・取り扱いに十分注意してください。

ご存じですか 5月12日は民生委員・児童委員の日です

福祉課社会福祉グループ(☎ 38-5830)

5月12日は、民生委員・児童委員の日です。この日に合わせて12日(日)から18日(土)までを啓発週間として活動します。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的としており、「児童委員」もかねています。また、児童委員は、地域の子供たちが元気で安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

市では、北部民生委員・児童委員34人、南部民生委員・児童委員38人と児童に関することを専門的に担当する主任児童委員4人が、担当地区および市内各所で福祉活動に取り組んでいます。

核家族化、少子高齢化が進行し時代が変化する中で、地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員は、皆さんの身近な相談相手です。お気軽にご相談ください。



楽しみながら地球温暖化防止活動を
「緑のカーテンコンテスト」にご参加ください

環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

地球温暖化防止の一環として、夏季の省エネルギー対策に有効な「緑のカーテン」を広く展開していくため、緑のカーテンコンテストを実施します。

●応募資格 市内の一般住宅、アパート、マンションおよび事業所等で、つる性植物を使用して「緑のカーテン」を設置している個人または団体

●応募先・方法 応募用紙に必要事項を記入して、写真を添付のうえ次のいずれかの方法でお申し込みください。

①直接提出 ②郵送 (〒482-8686 [住所不要] 環境保全課宛) ③電子メール (kankyoho@city.iwakura.lg.jp 宛)、件名は「緑のカーテンコンテスト係」とし、応募用紙と画像のデータを添付のうえ送付してください。
※応募用紙は環境保全課窓口でお渡しするほか、市ホームページからダウンロードできます。

●添付写真について カラープリントで、枚数は3枚まで、うち1枚は全体の様子(カーテンと建物等の位置関係)が分かるもの。サイズはL版サイズ(8.9cm×12.7cm)。画像データで提出する場合は、1枚あたり1メガバイト程度で、JPG形式。

●応募締切日 9月2日(月)

●結果公表 優秀な作品は広報いわくらや市ホームページで紹介のうえ、環境フェアで表彰し、記念品をお渡しします。

「緑のカーテンコンテスト」参加者向けゴーヤ苗の無料配布を行います

「緑のカーテンコンテスト」に参加していただくことを条件に、ゴーヤ苗を無料配布します。

●とき・ところ

①5月19日(日)午前9時～11時(なくなり次第終了) 市役所駐車場

②5月20日(月)～22日(水)午前9時～午後4時 e-ライフプラザ
※①の実施後に、残数がある場合にのみ実施します。

●配布数 1組(個人・事業所) 8苗まで 40組程度

※コンテストには、配布した苗以外に、種類や数を追加していただいても構いません。

ショウブとヨモギを無料配布します

環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

※当日の問合先 自然生態園 (☎ 66-6701)

自然生態園では、こどもの日にちなみ、ショウブとヨモギを無料配布します。ぜひご来園ください。

●とき 5月3日(金・祝)～5日(日・祝) 午前10時～

●ところ 自然生態園(北島町)

●配布数 各日30セット(先着順)

市内に自動体外式除細動器(AED)を設置しています

消防署 (☎ 37-5333)

自動体外式除細動器(AED)は、突然死を引き起こす心室細動を電気ショックで取り除き、心臓のリズムを正常に戻すために用いられる機器です。AEDは緊急時に誰でも活用できるものとして、市役所や総合体育文化センターなどの公共施設、24時間営業の市内コンビニエンスストア20店舗に設置しています。また、市内各小中学校と一部公共施設のAEDを屋外に設置しましたので、大切な命を救うために活用してください。

設置施設については市ホームページをご覧ください。

消防署では、AEDを緊急時に使用していただけるよう、毎月講習会を行っていますので、ぜひ、受講してください。

新たに高齢者見守り協力に関する協定書を締結しました

長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

平成31年1月に、株式会社平安閣(葬儀会社)と、平成31年2月に株式会社アルフレッサ(医薬品卸会社)と「高齢者見守り協力に関する協定書」を締結しました。

市では、他に金融機関、郵便局、新聞店などとも協定を締結しています。

この協定は、高齢者が安心して生活できるよう、高齢者の異変等を発見した場合、緊急時は警察または消防署、それ以外は市へ通報し、必要な支援等の対応が図れるように見守りをする事業です。

消火器の処分についてお知らせします

消防本部総務課予防グループ (☎ 37-5333)

腐食や変形した消火器は、破裂の危険性があるため絶対に使用せず、適切に処分してください。

●消火器の処分方法

消防署では、消火器の処分や引き取りは行っていません。また、一般ごみの収集には出せません。

処分の際は、消火器取扱店等(リサイクル窓口)に処分する消火器を持ち込むか、自宅まで引き取りを依頼し処分することができます。消火器処分に係る料金は、消火器取扱店等(リサイクル窓口)によって異なるため、直接確認してください。

なお、ホームセンター等では、消火器を1本購入すると、無料で1本古くなった消火器を引き取るサービスを行っているところもありますので、買い替えの場合は、一度ホームセンター等に確認してください。

※消火器取扱店等(リサイクル窓口)は、消火器リサイクル推進センターホームページ(<https://www.ferpc.jp/>)で検索することができます。

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない
春の安全なまちづくり県民運動

愛知県防災安全局県民安全課 (☎ 052-954-6176)

- とき 5月11日(土)～20日(月)
- 内容 昨年、住宅対象侵入盗の発生件数が、愛知県は全国ワースト1位となりました。
これらの犯罪は財産だけでなく、身の危険を伴うこともあります。さらに、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害が多発し、その被害額は10億円を超えています。

犯罪被害にあわないためには、一人ひとりが常日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していくことが何より大切です。

運動重点

- ★住宅を対象とした侵入盗の防止(年間取組事項)
- ★自動車盗の防止
- ★特殊詐欺の被害防止
- ★子どもと女性の犯罪被害防止

ストップ・ザ交通事故 高めようモラル守ろうルール
春の全国交通安全運動

愛知県防災安全局県民安全課 (☎ 052-954-6177)

- とき 5月11日(土)～20日(月)
- 内容 新年度もひと月が過ぎ、新入学児童や新社会人が、新しい交通環境での通学や通勤に慣れ、行動範囲も広がることから、交通事故の発生が心配されます。
また、気候もよくなり、行楽などで自転車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりして、交通事故の危険性が高まります。さらに、行楽などのシーズンでもあり、飲酒の機会が増えることから、

飲酒運転による交通事故も心配されます。一人ひとりが交通安全の意識を高め交通事故を防止することが大切です。

運動重点

- ★子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ★自転車の安全利用の推進
- ★全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ★飲酒運転の根絶

アフリカへ毛布を送る運動

西尾張明るい社会づくり
岩倉支部 丹羽
(☎ 090-7615-8479)

アフリカへ毛布を送る運動は、今年で35年を迎えます。皆さんからお預かりした毛布をアフリカを主とした27カ国、417万人以上の人へ届けてきました。

昨年は全国で、毛布2万9104枚、輸送協力金2,883万1994円のご支援をいただきました。

本年も市内で次の通り毛布の収集をしますので、ご協力をお願いします。

※汚れた毛布は洗濯をしてからご持参ください。

※アフリカまでの輸送費として毛布1枚につき1,000円が必要です。ご協力いただければ幸いです。毛布だけでも結構です。
※持参できない場合は、連絡いただければ伺います。

- とき 5月11日(土)・12日(日)
午前10時～午後3時30分
- ところ ふれあいセンター3階(西市町無量寺2番地1)

児童虐待と思ったら「189 (いちはやく)」へお電話を

福祉課社会福祉グループ (☎ 38-5830)
一宮児童相談センター (☎ 0586-45-1558)

児童虐待とは、親または親に代わる養育者が18歳未満の子どもに対して、身体的な暴力を加えたり、適切な養育をせず子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なう行為をいいます。

「虐待してしまいそうだ」と

親から打ち明けられたり、「あの家では、いつも子どもが泣いている」と近所の人から話があるなど、虐待の気づき方はさまざまです。“虐待では?”と思ったら一人で抱え込まずに、児童相談所全国共通ダイヤル189番へお電話をお願いします。

希望の家の夏休みの利用
申込は5月1日からです

希望の家 (☎ 37-4191)

青少年宿泊研修施設「希望の家」の利用申込は、通常2カ月前から受け付けています。

5月1日(水)から7月分の受け付けとなりますが、夏休み時期のため、特別に8月分の申し込みも受け付けます。この時期は、特に青少年団体の利用を優先させていただきまので、ご了承ください。

なお、今年度から水曜日と木曜日が休館日(祝日の場合は開館)となりましたので、ご注意ください。

- 申込方法 「希望の家」で直接申し込んでください。電話および施設予約システム(インターネット)による仮申込受付については、5月2日(木)からとなります。
- 受付時間 午前9時～午後5時

5月30日～6月5日はごみ
不法投棄監視ウィークです

清掃事務所 (☎ 66-5912)、
環境保全課廃棄物グループ
(☎ 38-5808)

市では、環境月間にちなみ、5月30日(木)から6月5日(水)までの一週間を「ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、不法投棄防止のための取り組みを集中的に行います。

なお、ごみをみだりに投棄すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条の規定により、5年以下の懲役または1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられます。

安全安心カメラを設置します

協働安全課生活安全グループ (☎ 38-5831)

平成29年度に設置した安全安心カメラに引き続き、昨年度も30台のカメラを設置しました。これにより、市内には148台のカメラが設置されていることとなります。平成29年12月に制定された「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例」に基づき、個人情報の保護に配慮するとともに、効果的な犯罪の防止を図っていきます。

また、岩倉市から1件でも犯罪

を減らすため、3月8日(金)市役所において、江南警察署長に対し、安全安心カメラの設置について確認しました。



▲江南警察署長に報告する様子

愛知県立一宮東特別支援学校 小学部・中学部 学校説明会

愛知県立一宮東特別支援学校 (☎ 0586-51-5311)

●内容 本校では、障害のあるお子さんの保護者等を対象に学校説明会を開催します。適切な就学には早期からの学校見学等が大切です。次年度、本校への就学または入学を考えている人は、ぜひご参加ください。

- とき 6月6日(木)午前9時40分～正午
- ところ 愛知県立一宮東特別支援学校(一宮市丹羽字中山1151番地1)
- 予約受付時間 月～金曜日(祝日は除く)午前9時～午後5時

お知らせ

5月30日は「アダプトプログラムの日」です

環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

自分たちの住むこの街をきれいにしよう、自分たちの地域に愛着を持ってもらおう、そんな気持ちを持つ市民の皆さんによる、アダプトプログラム(公園・道路等の里親制度)を実施しています。現在、市内では2,277人(平成31年4月1日現在)の皆さんが登録され、道路や公園等をきれいにしていただいています。

今年度は、八剣憩いの広場(八剣町)をセレモニー会場とし、一斉清掃していただきます。

日ごろアダプトプログラムに参加している人も参加していない人も、この機会にぜひご参加ください。

●とき 5月30日(木)午前9時30分～(少雨決行)

●集合場所 八剣憩いの広場(八剣町)

●セレモニー実施内容

- ・市長感謝状贈呈
- ・アダプトプログラムスローガン宣言
- ・アダプトプログラム新規参加者の受付
- ・清掃活動の実施

●雨天の場合 午前8時時点で降雨により清掃活動を行うことが難しいと判断したときは中止とします。

中止の確認につきましては、ほっと情報メールによるお知らせのほか、午前8時以降に市役所環境保全課にお問い合わせください。

●その他 軍手・ごみ袋等の清掃道具は当日に配布します。



【アダプトプログラム参加団体】(H31.4.1現在)

(株)丹羽工務店、ミヨシ油脂(株)、石塚硝子(株)、東町ボランティアクラブ「みどりの風」、岩倉ロータリークラブ、中本町グラウンドゴルフ「笑和クラブ」、アメニティ・さくら、南新町町内会、岩倉幼稚園、岩倉市体育協会、ふれあい花の会、石仏ゆうわ会、神野ゆうわ会、中京建設(株)、(株)アイホク、すみれ、アダプトPM、ニワホーム(株)、岩倉市小規模多機能ホーム・ちあき、さくら・ワーク、いわくらランニングステーション、野寄町老人クラブゆうわ会、グループホームいわくらの泉、モーニング掃除隊、中野区有志の会、栗本土木(株)、天、マオ・ハウ・ヘレ、愛知岩倉リトルリーグ野球協会、ユリの木を地元の誇りに育てる会、デイサービスセンター優悠の家、昭和土建株式会社岩倉支店、岩倉教室ハウイの文化、株式会社大栄企業、コニックス株式会社(以上登録順)

※個人参加者は個人情報保護のため掲載しておりません

イベント

募集

健康

お知らせ

予約の多かった本

(2月と3月の2カ月間)

1位 一切なりゆき

(樹木希林 著)

2位 新章神様のカルテ

(夏川草介 著)

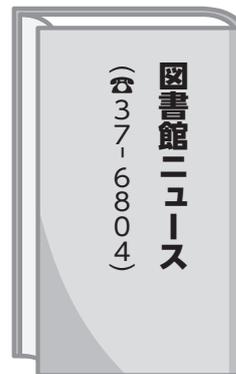
3位 メモの魔力

(前田裕二 著)

図書館からのお知らせ

5月は31日(金)が休館日です。

★死にがいを求めて生きているの
(朝井リョウ 著)
★ありちゃんあいうえお かごせとこの71音
児童新着図書
★旅のアイデアノート
(森井ユカ 著)
★えほん東京(小林豊 作・絵)
その他の新着図書については、市ホームページ(<http://www.city.iwakura.aichi.jp/0000003296.html>)をご覧ください。
ホームページから貸出中の図書の予約ができます。



市民相談 (5月)

市民相談室 (☎ 38-5822)

市民相談室は、市役所 1 階です。個室の相談室となっておりますので、お気軽にご相談ください。
なお、正午から午後 1 時までお昼の休憩をいただきます。

相談	とき
一般相談	月～金曜日 (祝日、振替休日を除く) 午前 9 時～午後 4 時
消費生活相談 (消費生活センター)	月～木曜日 (祝日、振替休日を除く) 午前 8 時 30 分～正午 (☎ 37-7867) ※受付時間：午前 11 時 30 分まで
法律相談	14 日(火)・22 日(水)午後 1 時～4 時 ※ 7 日(火)午前 9 時から当月分の予約を受け付けます (先着順、電話可)。
年金相談 ※予約優先	8 日(水)午前 10 時～午後 3 時 市民窓口課 (☎ 38-5807)
若年者就職相談 ※予約優先	いちサポ (☎ 0586-55-9286) 10 日(金)午前 9 時 30 分～正午 県委嘱 (☎ 38-5812) 27 日(月)午後 1 時～4 時
人権相談	10 日(金)午後 1 時～4 時
行政相談	10 日(金)午後 1 時～4 時
多重債務者相談 ※予約優先	16 日(木)午後 1 時～4 時 クレサアあしたの会 (☎ 090-3252-5652)
登記相談	8 日(水)午後 1 時～4 時
不動産相談	9 日(木)午後 1 時～4 時
戦没者遺族相談	17 日(金)午後 1 時～4 時

その他の相談

相談	とき	ところ	問合せ先 / 備考
早期教育相談 ※予約制	7月 25 日(木)、26 日(金) 午前 10 時～午後 4 時	一宮市教育センター	申込・問合せ先 ：学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818) 対象者 ：乳幼児期 (0 歳以上) から、平成 32 年度に新 1 年生に入学するお子さん (6 歳まで) とその保護者 申込期限 ：6 月 17 日(月)
たんぼぼ相談 (教育相談) ※予約制	相談日時：火・金 (祝日は除く) 午後 1 時～午後 4 時 予約受付：月～金 (祝日は除く) 午前 9 時～午後 5 時	一宮市丹羽字 中山 1151 番地 1	予約・問合せ先 ：愛知県立一宮東特別支援学校たんぼぼ相談係 (☎ 0586-51-5311) 対象者 ：お子さんの発達が気になる保護者・教職員や、障害のあるお子さんの養育・教育で不安のある保護者・教職員 ※相談内容については、秘密を厳守します。
成年後見制度 相談 (巡回相 談・予約制)	5 月 8 日(水) 午後 1 時 30 分～ 4 時 20 分	ふれあいセン ター 3 階福祉団 体活動室 (西市 町無量寺 2-1)	予約・問合せ先 ：尾張北部権利擁護支援センター (☎ 0568-74-5888) ※相談は、1 組 50 分で、1 日 3 組
成年後見 制度相談	5 月 13 日(月) 午後 1 時～4 時	市役所 1 階 市民相談室	問合せ先 ：一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部事務局 (☎ 052-908-3022) 相談内容 ：成年後見制度、その他許認可、相続手続き、遺言など行政書士業務 相談員 ：成年一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部会員

分別収集・古紙と古着の日 (5月)

分別収集

7 日(火)	八剣町・井上町・神野町・石仏町
★ 10 日(金)	曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
14 日(火)	大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
★ 17 日(金)	東新町 (岩倉団地)
21 日(火)	中本町・東町・中野町・鈴井町
★ 24 日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町 1 区
28 日(火)	泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目

古紙と古着の日

7 日(火)	中本町・鈴井町
★ 10 日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町 1 区
14 日(火)	西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
★ 18 日(土)	東新町 (岩倉団地)
21 日(火)	八剣町・神野町・石仏町
★ 24 日(金)	五条町
28 日(火)	中央町・川井町

表中★印は実施日が通常の実施週と異なっていますのでご注意ください。

日曜資源回収 (9:00 ~ 12:00)

5 日・19 日	e- ライフプラザ (清掃事務所)
12 日・26 日	消防署東側防災公園

成人



保健センターを利用されるときは、健康手帳をお持ちください。健康手帳の交付は随時行っています。

内容	と き		ところ	対象	備 考
	日	時間			
健康チェックの日	毎月第1・3水曜日 (祝日除く)	9:00 ～11:00	保健 センター	一般 成人	内容…保健師による健康相談、血圧測定、体脂肪測定、 尿検査、禁煙相談 ※栄養士・作業療法士・歯科衛生士による相談は予約が必要です。
臨床心理士による こころの健康相談	9日(木)	13:30 ～15:30 ◎予約制			申込…保健センター(電話可) 内容…臨床心理士によるこころの健康相談(相談時間 は1人30分程度です)。
いきいき ウォーキング	毎週水曜日 (祝日除く、雨天中止)	9:00～ 10:00 (集合時間 9:00)	八剱憩い の広場		持ち物…水分補給用の飲み物、帽子、タオル、ポール ウォーキングに参加する人はポール ※歩く距離と速さは自分のペースで調整できます。 ※会場のイベント等により中止になることがあります。 ※自主活動で、専門の講師はいません。 ※ポールウォーキング時のポールは貸出可。貸出希望 者は事前に保健センターに予約が必要。
	毎週木曜日 (祝日除く、雨天中止)		お祭り広場 (下本町)		
五条川 ポール ウォーキング	毎週金曜日 (祝日除く、雨天中止)	9:00～ 10:00 (集合時間 9:00)	お祭り広 場 (下本町)		

予防接種



■乳幼児の予防接種について

生後2か月ごろに「予防接種予診票綴り」と「予防接種とこどもの健康」(冊子)を郵送しています。医療機関に予約をして、計画的に予防接種をしましょう。転入した人や予診票がない人は、母子健康手帳を持って、保健センターにお越しください。

■個別通知をしていない定期の予防接種について

◎日本脳炎予防接種

積極的勧奨の差し控えにより、平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さんは、20歳未満までの間に4回の不足分が接種できます。また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのお子さんは、9歳から13歳未満の間に、1期の未接種分を接種することができますので、保健センターにお問い合わせください。

ただし、上記の対象者にあたるお子さんで、平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれで2期が完了していないお子さんには、平成31年4月末に個別通知しました。また、9歳になるお子さんには、9歳になる月に個別通知(2期)します。

◎子宮頸がんワクチン予防接種について

中学校1年生～高校1年生に相当する女子が対象です。平成31年3月末現在、積極的にはお勧めしていません。

■市内委託医療機関以外での接種について

かかりつけ医が市外にある等の理由で、市外で接種を希望する場合は、接種する前に申請が必要となります。接種日の2週間前までに、お子さんの予防接種に関しては母子健康手帳を、高齢者の予防接種に関しては本人確認ができるもの(運転免許証等)を持って、保健センターにお越しください。

■風しんワクチン(麻しん風しん混合含む)の接種費用の助成について(任意接種) ※申請期限：令和2年3月31日(火)まで

接種日に岩倉市民で、次の①および②の両方に該当する人に接種費用の一部を助成します(令和2年3月末までに接種)。

①妊娠を予定または希望する女性(ただし、経産婦、妊婦、風しん(麻しん風しん混合含む)ワクチン接種歴がある人、風しん罹患歴がある人を除く)

②平成31年4月から令和2年3月までに受けた風しん抗体検査で抗体価が基準値に満たない人

■高齢者肺炎球菌予防接種(任意接種)について

定期接種対象者に該当しない65歳以上の人かつ過去に一度も市の助成を受けていない人で接種を希望する場合は、任意予防接種として接種費用の一部を助成します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

※定期接種対象者については、平成31年4月末に個別通知しました。

■市民税非課税世帯(生活保護受給世帯等含む)の予防接種費用の助成について

市民税非課税世帯(生活保護受給世帯等含む)に該当する人は、接種費用の自己負担分を全額助成します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

■風しんの追加的対策について

風しんの流行に伴い、これまで定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性(風しん罹患患者、風しん予防接種歴のある人を除く)に対し、抗体検査の結果により、公費で予防接種を実施することになりました。今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、個別通知をする予定です。

救急医療電話番号案内

救急医療情報センター

☎ 0586 - 72 - 1133

休日急病診療所(日曜日・祝日)

☎ 66 - 4708

受付 9:00～11:30

13:00～16:30

小児救急外来

江南厚生病院内(こども救急診察室)

☎ 51 - 3333

○日曜日、祝日、第2・4・5土曜日

受付 8:30～16:30

○第1・3土曜日

受付 12:20～16:30

愛知県小児救急電話相談

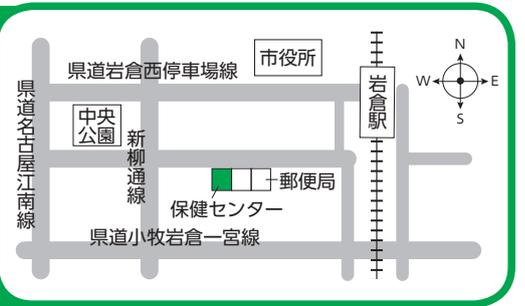
☎ #8000

(☎ 052 - 962 - 9900)

○毎日19:00～翌朝8:00

5月の保健センター案内(予定)

保健センターの年間予定は市ホームページに掲載しています。



子どもとお母さん

教室・相談・健康診査に参加するときには、母子健康手帳をお持ちください。 **問合せ ☎ 37-3511**
 駐車場が少ないため、車でのお越しはなるべくご遠慮ください。★の事業は要予約、先着順。
 申し込みは、前月の15日(土・日曜日、祝日等の場合は翌開庁日)から受け付けています(電話可)。

内容	とき			対象	備考・持ち物(母子健康手帳) ところ:保健センター
	日	時間	受付		
母子健康手帳交付	毎週木曜日 (祝日除く)	10:00~	9:45~11:00 (初産の人は10時までに受付)	妊婦	持ち物…妊娠届出書(医療機関で発行) 内容…妊娠中の過ごし方、出産後の手続き等についての話 初産の人は10:00~11:00までお話を聞いていただきます。ご都合のつかない人は電話でご連絡ください。
★パパママセミナー	19日(日)	10:00~11:30	9:45~9:55	妊娠6か月以降の初めて親になる夫婦(定員20組)	内容…お父さんの役割について、分娩の経過や育児について
★母乳相談	28日(火)	9:00~12:00	◎予約制	母乳育児をしている人	母乳相談、授乳指導、育児相談、体重測定
乳幼児健康相談	17日(金)	9:00~	9:00~10:45	乳幼児	内容…身長・体重測定、育児・栄養・歯科相談(★運動発達相談は要予約)
★こども発達相談	10日(金)	9:00~11:00	◎予約制	乳幼児	内容…身体やことばの発達などの相談
★これからはじめる離乳食教室	13日(月)	10:00~11:15	9:45~10:00	4~6か月児(定員20組)	持ち物…バスタオル、おてふき 内容…離乳食のはじめ方の話、調理実習、試食(保護者)、絵本の読み聞かせ
★後期離乳食教室	9日(木)	10:00~11:00	9:45~10:00	9~11か月児(定員20組)	持ち物…おんぶひも(抱っこひも) 内容…離乳期後期の親子の食事についての話、歯の手入れの話、調理のデモンストレーション
2歳児歯科健康診査	13日(月)	12:45~	12:45~13:30	平成29年5月生まれ	持ち物…仕上げ磨き用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容…歯科健診、虫歯予防・栄養の話、歯こう染め出し(※1)、ブラッシング指導、フッ化物塗布(※2) 歯をみがいてきてください(所要時間 約2時間)。
2歳6か月児親子歯科健康診査	14日(火)	12:45~	12:45~13:30	平成28年10月生まれの児とその親	持ち物…仕上げ磨き用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容…歯科健診(親と子)、虫歯予防・育児の話、歯こう染め出し(※1)、ブラッシング指導、フッ化物塗布(※2) 歯をみがいてきてください(所要時間 約2時間)。
ツインズ交流会	14日(火)	10:00~11:00	—	双子・多胎の妊婦等 双子・多児の親子	内容…情報交換、交流会

(※1) 歯こう染め出し 歯こう染め出し液(赤色)は、洋服につくと落ちにくいいため、汚れてもいい服装でお越しください。
 (※2) フッ化物塗布(希望者) フッ化物塗布後30分は飲食ができませんので、塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。

乳幼児健康診査について

4か月児健康診査(平成31年1月生まれ)、1歳6か月児健康診査(平成29年10月生まれ)、3歳児健康診査(平成28年5月生まれ)の対象者には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターにご連絡ください。



のびのび子育て教室

- とき: 5月27日(月)午前10時~11時
- ところ: 子育て支援センター
(申込: 保健センター ☎ 37-3511)
- 内容: 親子遊び、紙芝居、お話「のびのび子育てのポイント~赤ちゃんを卒業したら~」
- 対象: 1歳児の親子(定員: 15組)



けんこう
「五条川健幸ロード」健康器具・ウォーキングサイン
体験運動教室を開催します！

問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内☎ 37-3511）

- とき 5月10日(金)・24日(金)・31日(金)
(3回コース)
午前9時30分～11時30分
- ところ 保健センター
- 内容 保健センターで健康器具等の説明や疑似体験（体力チェック）、室内運動、保健センターから五条川沿いを歩き、現地で健康器具の体験等を行います。
- 講師 健康運動指導士 長谷川弘道さん
- 持ち物 お茶・室内靴・運動に適した服装
- 定員 30人（先着順）
- 費用 無料
- 申込 5月8日(水)までに保健センターにお申し込みください（電話可）。

健康器具・ウォーキングサイン体験会を開催しました！

問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内☎ 37-3511）

五条川健幸ロードとして、八剱憩いの広場に設置した健康器具やウォーキングサイン（路面標示）を日常的な健康づくりに活用していただけるよう使用方法の説明や歩行速度等の測定を3月に行いました。皆さんも健康づくりにご利用ください！



健康器具の体験をし、気持ちよく体を動かしました。



ウォーキングサインを使って歩行速度、歩幅を測定しました。



キーワードをもとに、クロスワードを完成させよう！
 色マスの文字を並べかえると答えができます。正解者の中から抽選で3人に、い〜わくんマスキングテープ（青）をプレゼント！！

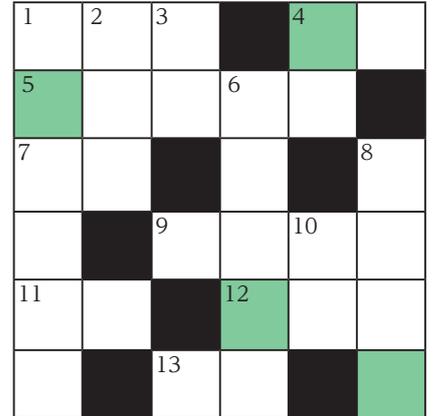
タテのキーワード

- 1 刑事事件について、裁判官と一緒に判決に参加する。有識者から選ばれた人のこと。
- 2 まるくて、かわいらしいさま。○○な瞳。
- 3 ナイト (knight) は日本語で。
- 4 縁起、前兆のこと。○○を担ぐ。
- 6 文章の行と行の間。○○○○○を読む。
- 8 サツマイモを煮て、裏ごししたアんに、甘く煮た栗などを練り合わせたもの。
- 10 人を励まし、奮い立たせること。士気を○○する。

ヨコのキーワード

- 1 陰暦5月の別称。
- 4 すし屋などで、イカの足のこと。
- 5 渋くて、味わいのあるものの例え。
- 7 「薔薇」は何と読む。
- 9 非常に悔しがること。「○○○○の極み」
- 11 経度の反対。赤道を0度として南北を90度に分ける線。
- 12 合戦のときに頭部を保護するためにかぶった武具。
- 13 詩歌で、句や行の初めまたは終わりに置く同じ種類の音。「○○を踏む」

ヒント：平成から新しい時代へ



先月の答えは「ニューガク」でした。

応募方法

官製はがきに記入事項を記入のうえ、右記あて先までお送りください。当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

下記フォームからも応募を受け付けています。
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsform/enquete.php?id=10>



- あて先 〒482-8686 岩倉市秘書企画課 広報広聴グループあて
- 記入事項 ①並べ替えた答え ②氏名（ふりがな） ③郵便番号・住所 ④電話番号 ⑤今月号の感想（任意）
- 応募期限 5月15日(水)（当日消印有効）

健康いわくら 21～プラス1品、野菜料理の提案～

★岩倉市食の健康づくり推進員が作成した「季節の野菜料理プラス一品集」を保健センターで配布しています。



簡単！！

旬の美味しい野菜レシピ（春の野菜編）

健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎37-3511）

春キャベツとアスパラの温サラダ



作り方

- ①アスパラガスは、3cm長さに切り、春キャベツは1口大に切ります。
- ②熱湯で、アスパラガスを先に1～2分茹で、春キャベツを加え全体をひと混ぜしたら、火からおろし水気を切ります。
- ③ボウルにツナ缶とA)を混ぜておきます。この中に②を加え全体を混ぜたら、器に盛ります。この上に炒りごまを振りかけて仕上げます。

材料（2人分）

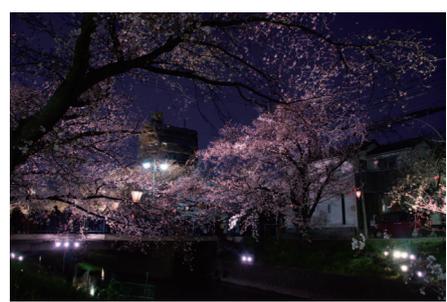
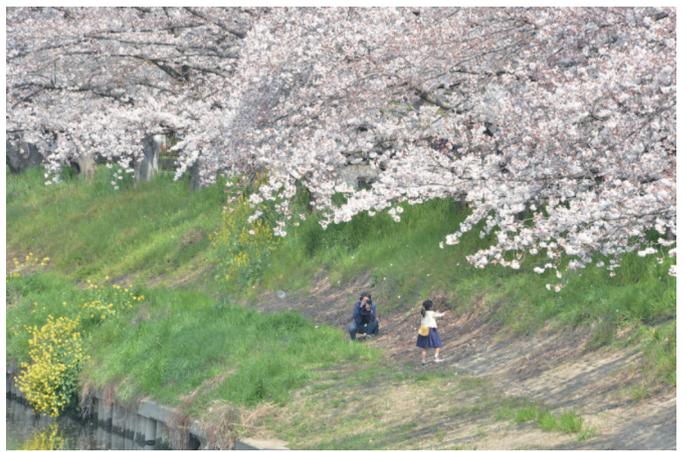
※1人分の野菜の分量（75g）

- ・春キャベツ 120g
- ・アスパラガス（太） 2本 30g
- ・ツナ缶（小） 1/2缶

- A) 調味液
- ・しょうゆ 小さじ1
 - ・酢 小さじ1
 - ・砂糖 1つまみ
 - ・炒りごま 少々

ーメモー

キャベツ 1玉は約1～1.5kgもあり、調理方法も多く使い勝手もよく、日持ちもよいので常備すると野菜不足の解消になりますね。愛知県の作付け面積は全国1位で、特に冬から春にかけて県内をはじめ全国の消費地に出荷されています。（平成28年産野菜生産出荷統計より）



岩倉、春の風物詩 桜まつり

3月29日(金)から4月7日(日)の10日間、五条川河畔で岩倉桜まつりが開催され、約40万人が訪れました。

今年は天候に恵まれ、桜の開花もまつり期間と合致したこともあり、訪れた人たちは花見や記念撮影をしたり、のんびり洗いの実演やステージイベント、また協賛行事である山車の巡行など多くの催しを楽しんでいました。(左上3つの写真は広報モニター山田幸哉さん提供。)





い〜わくん、また遊ぼうね♪

3月17日(日)、総合体育文化センターの柔剣道場で「い〜わくんと一緒に遊ぼう」が開催され、多くの親子連れが参加しました。

紙コップを材料に親子で力を合わせてけん玉を作ったり、い〜わくんとクイズを楽しんだり、笑顔の絶えないイベントとなりました。

PHOTO NEWS まちの話題

あなたの写真を広報に

いわふオト

投稿募集中です

広報モニター
真野美知子さん撮影



3月24日(日)、第二児童館で地域交流会が行われました。児童館に地域の人たちを招き、児童が歌やリコーダー演奏を披露したり、一緒にゲームを楽しんだりしました。魚への漢字のクイズなど、世代を問わず盛り上がった後は、一緒におやつ会を楽しみました。



吹奏楽の魅力をご堪能あれ

3月17日(日)、総合体育文化センターで岩倉市民吹奏楽団第37回定期演奏会が開催されました。

46年の歴史を持つ楽団にとってこの定期演奏会は1年の活動と練習の成果を発表する場。美しい音色の楽曲や、平成を振り返るヒットソングメドレーが満員の観客を魅了していました。

まちに、焦点を

FOCUS IWAKURA

“空き家”から始める新しい“いわくら”をつくるプロジェクト

てばよ 共同代表 加藤 昂一 さん



「tebayo (てばよ)」と名付けられた小さな古民家が中本町にあることをご存知でしょうか。10年以上空き家だったこの古民家は、今ではさまざまな人が集まる温かい場所に。この空き家に3年前、仲間と命を吹き込んだのが、市内の会計事務所に勤務する加藤昂一さんです。活動を始めたきっかけや、「tebayo」に込める思いなどをお聞きしました。

加藤さんたちが空き家を借りようと思ったきっかけは、長野県塩尻市で空き店舗を活用して朝食会やワイン会などを行っている「nanoda (なのだ)」というプロジェクト。2015年に、「nanoda」についての講演を聞く機会があり、自分たちも地元でやりたいと決意。「nanoda」のように語呂がよく、「〇〇するってばよ」と語尾につけてやりたいことが気軽にできるよう、「tebayo」と名付けたそうです。

以来、「夕食 食べるってばよ!」「まちに関わる人

の話を聞くってばよ!」などのイベントを、月2回程度開催しています。イベントの企画には岩倉にちなんだ料理を食べることや、景品を岩倉のお店で仕入れたものにするなど、岩倉のモノやコトに結び付けるようルールを決めています。このルールには、岩倉在住や在勤でもあまり知らない、市内の素敵なお店や場所などを知るきっかけを作り、市への愛着を育ててほしいという思いが込められています。

いろいろな人の、いろいろな「やりたい」を実現させてきた「tebayo」も、今年3月で3周年を迎えました。これからも「tebayo」で何かにチャレンジしたいという人が出てきたら嬉しい、と加藤さん。また、自分たちの活動をまねる人が出てきてくれれば、とも語ってくれました。

イベントは飛び入り参加も大歓迎とのことなので、岩倉のことをもっと知りたい、よくしたいと思っている人は、「tebayo」に行ってみるってばよ!



▲「tebayo」の外観



▲イベントでの様子

～ 「tebayo」 ～

- 住所：中本町中北裏 36-2
- 「tebayo」について：
『「tebayo」Facebook ページ』で検索してください（※イベントはこちらでご案内しています。）
- 問合せ先：tebayo.iwakura@gmail.com

📷 あなたの写真を広報に 📷

いわふोट

投稿募集中です

岩倉市内で撮ったあなたのイチ押し写真を広報に掲載してみませんか？

- 投稿方法 ①住所（町名のみ）②ペンネームを記入し、写真データを添付して下記アドレスまでメールでお送りいただくか、市役所5階秘書企画課窓口まで写真をご持参ください。
- メールアドレス koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
- 留意事項 (1) 岩倉市内で撮影した写真であること。(2) 著作権・肖像権など第三者の権利を害しないこと。
- 問合せ先 秘書企画課広報広聴グループ (☎38-5802)



広報モニター山田幸哉さん撮影

3月14日(木)、東町長瀬公園にある河津桜が満開になり、桜の木の下で近所のグランドゴルフメンバー達がゲームを楽しんでいました。



●岩倉市ほっと情報メールにご登録ください。防災や防犯、イベントなどさまざまな情報をお届けします。



●毎月1回 1日発行
●岩倉市ホームページアドレス http://www.city.iwakura.aichi.jp/
●広報Eメールアドレス(代表) koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
●編集・問合せ先 秘書企画課広報広聴グループ (☎38-5802)

穴をあける際にご活用ください。

●発行 岩倉市役所 〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎0587-66-1111 FAX0587-66-6100
広報いわくら音声版(CD)を用意しています。また、ホームページでも公開しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。